

2017年度調査研究活動実績報告書

県民の会 坂本 茂雄

本年度の政務調査研究に関する主な活動の実施状況は以下のとおりである。

- 1 南海トラフ地震対策関係についての調査研究
 - (1) 長期浸水対策、津波避難ビルとマンション防災などについて
 - (2) 地区防災計画について (政務活動費充当)
 - (3) 災害への備え、被災地の復興と事前復興のあり方について (政務活動費充当)
 - (4) 防災・減災対策の啓発・防災学習について (政務活動費充当)
 - (5) 多様な防災対策と支援について
 - (6) 熊本地震から学ぶ (政務活動費充当)
- 2 こどもの貧困対策・児童虐待予防についての調査研究 (政務活動費充当)
- 3 生きづらさの克服に向けた取り組みの調査研究 (政務活動費充当)
- 4 「地方創生」、人口減少などの調査研究
- 5 新エネルギー、脱原発政策についての調査研究 (政務活動費充当)
- 6 平和行政、緊急事態条項と憲法の関係についての調査研究
- 7 その他 (政務活動費充当)
 - (1) 働き方改革と県内労働実態
 - (2) 動物愛護推進とペット同行避難について
 - (3) はりまや町一宮線（はりまや工区）まちづくり協議会について
 - (4) 若者、男女共同参画について
 - (5) 地域と文化について

1 南海トラフ地震対策関係についての調査研究

(1) 長期浸水対策、津波避難ビルとマンション防災などについて

1 1月29日「まずは、『市長と語り』、課題共有はできたかも」

下知コミュニティ・センターで開催された「市長と語ろう会 ー南海トラフ地震長期浸水エリアにおける避難対策について」には、約70人の地域住民の皆さんが参加され、予定の時間を超えての意見交換がされました。

高知市からは、岡崎高知市長、吉岡・中澤副市長をはじめ、関係各部から出席され、県の危機管理部長等も出席されていました。

市長からの「南海トラフ地震長期浸水エリアにおける避難対策について」の説明を受けた後の意見交換では、11人の方から以下のような要望や質疑が行われました。

- 1 長期浸水域からドライエリアのどの避難所に、地域のコミュニティーを壊さずに避難させるのか。
- 2 広域避難のための事前の地域間交流に支援の展望はあるのか。
- 3 地域内には、耐震補強が困難な高齢者世帯などが多いので、事前災害復興住宅で対応することは考えられないか。
- 4 市の指定避難ビルが少ない地域には、津波避難ビルやタワーが設置出来ないか。
- 5 発災時に避難場所として考えている五台山での避難生活への支援や五台山に向かう国分川の落橋防止はできているのか。
- 6 下知地区には、目前に2カ所の石油・ガスなど燃料基地があり、津波火災の不安に晒されているが、移転などはできないか。
- 7 高性能トランシーバーの購入補助を要望したい。
- 8 防災無線が聴取困難な場合が多々ある。何とかならないか。
- 9 南海トラフ地震予兆について。
- 10 耐震補強について、強制的に働きかけられないものか。
- 11 一方通行、進入禁止の道路が多く、狭い道路の通行規制の緩和はできないか。
- 12 空き家対策は、何とかならないか。
- 13 災害時のことを考えた区画整理について。
- 14 この場に、保護者世代が参加出来ていない。PTAの後に場を設定し、その世代と意見交換を試みて欲しい。
- 15 障がい者や高齢者など災害弱者の多い地域には、そのような方々の避難可能な場所の確保を求める。
- 16 昭和小南側の知寄川の落橋対策はできているのか。
- 17 津波避難ビルの防災備品としてラジオの配備を求めたい。
- 18 震災後の学校再開はどれぐらいを目処にしているか。
- 19 昭和小に外付け階段は設置できないか。
- 20 大雨・高潮対策の必要な地域の排水改善について。
- 21 火災対策も含めた空き家対策について
- 22 三重防護で、弘化台周辺堤防の耐震化の完成時期について



- 23 自衛隊の災害直後の救助体制のあり方について
- 24 耐震工事の施工の適正検査について
- 25 下知の排水ポンプ場の整備について
- 26 下知全体の長期避難場所となるエリアを市内中山間地などに事前確保出来ないか。

などなど多岐にわたる意見であり、地域の切実な声が届けられました。

検討のため持ち帰る課題や実現の可能性は難しいとの考え方が示されたり、多少すれ違いとなるやりとりもありましたが、現在地域住民が南海トラフ地震の長期浸水対策をはじめとしたさまざまな対策についての声を直接市長に届け、課題共有をして頂いたことは、次への一歩となるのではないのでしょうか。

私の方からは、「三年間、地区防災計画の検討をしており、丁度現在長期浸水対策について検討している。今日の参加者も、時間の関係で全てが意見を出せないのも、地区防災計画にはそれらの声を地域の声として盛り込む予定なので、しっかりと受け止めて欲しい。小学生たちも津波避難ビル巡りをして、長期浸水期の課題や不安について意見を出してもらっているのも、それも盛り込みたい。」ということ述べ、共助の計画づくりに取り組んでいることについて、提言した。

3月28日「長期浸水地区の課題がシュミレーションでも明らかに」



「南海トラフ地震高知市長期浸水対策連絡会第4回会議」を傍聴してきました。

マスコミ報道にもあるように、「津波避難ビル不足・偏在課題」ということですが、他の課題も想定通りの課題であることが、長期浸水区域における津波からの住民避難シミュレーション結果の概要報告で明らかになりました。

高知市内では江ノ口・下知、潮江、高須の3地区で、いずれもその課題が明らかとなっていますが、私の居住する下知地区では、まさに日頃から懸念される地域が、現状の避難ビル配置における住宅地域内の避難困難エリアとして高埴・杉井流エリア、札場・海老ノ丸・丸池町・小倉町・東雲町エリア、青柳町・稲荷町・若松町エリアが明確にされています。

避難ビルの少ない地域での避難距離の長さや、1つのビルに避難者が集中し避難完了時間の長さから、さらなる追加指定や避難路の整備が必要と考えられること。

また、研究対象区域内における、津波避難ビルの収容総数は約120千人であり、解析結果から、津波避難ビル避難者数は約91千人、避難困難者数は約8千人、合計約100千人となり、収容総数以内であり、収容総数は確保されているが、「最寄りの避難ビルに避難」した場合、避難者数に偏りが生じると共に収容可能数の格差により、多数の避難ビル（110棟）において、その収容力を超えて避難者が集中するという解析結果となっています。

避難ビルへの避難者数の超過・偏りについての対応は、「避難ビル等の追加指定や整備」または「避難ビルへの分散型避難」が考えられるとのことですが、これまでもその課題を克服するための提案はしてきていますので、より地域と行政が一緒になって、検討を深めていくことの必要性に迫られているということが、明らかになったのではないかと思います。

他にも、第4回連絡会の課題として、南海トラフ地震で想定される長期浸水に対し、「長期浸水の早期解消」と「迅速な救助・救出」等のための事前対策を推進することを目的とした「長期浸水対策項目進捗確認シート」にもとづく各機関の進捗確認と救助救出に関する検討結果の報告が行われました。

平成22年2月定例会で長期浸水対策のスケジュールを議会質問で取り上げてから、8年が経ちましたが、そろそろ課題も煮詰まってきたと思いますので、その課題解決の取り組みが可視化され

るように求めていきたいと思ひます。

1月28日

「日頃からマンションコミュニティーになじめない方を『作らない、そして、なくそう』」

居住しているマンション防災会の2017年度防災講演会を開催しました。

『マンション生活』の延長にある災害対応—防災を『自分事』にして、共助の力で、マンション防災力『も』向上へ—をテーマに高知市地域防災推進課山中地域防災推進係長からお話し頂き、質疑も行っていただきました。

下知地区を取り巻く揺れ、津波、長期浸水などの災害リスクとそれに対する行政の対応などをはじめ、それと向き合うためのマンション内でのコミュニティーの必要性について、熊本地震被災地の避難所運営の教訓からお話頂きました。

私たちのマンションでは、「防災計画」や「南海トラフ地震・津波避難対策マニュアル」を作成して、配布していますが、日頃からそれを理解しておいて、いざというときには、それを使わなくても、踏まえた臨機応変な対応ができる人材を育てておくことの大切さも指摘頂きました。

熊本県益城町の住民主体の避難所運営から言えることとして、「大規模災害時に突然できるわけではない」「平時から多様な担い手が主体的に地域づくりに関わっている地域が災害に「も」強い地域」であることだとまとめられましたが、まさにマンションにおいては、より以上にそのことがもとめられているのではないかと皆さんに感じて頂けたのではないだろうかと思ひます。

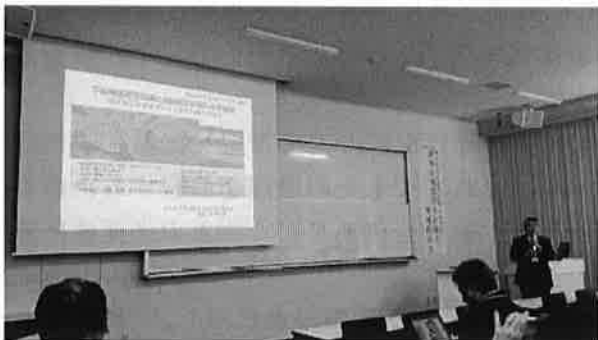
また、その際に、どうしてもマンション内のコミュニティーになじめない方がいることも指摘される中で、「そんな方々を作らない、そしてなくそう」、そんな気づきも参加者の皆さんに持っていただけたのではないかとと思ひます。

今朝の朝日新聞の特集「災害大国」は、マンション防災についてでありました。

マンションが周辺に公的な防災拠点がない場合の地域の防災拠点として活用されていること、さらには、都市部で避難所数が足りない場合に、マンションで在宅避難をする場合の心得などについての記事でしたが、このマンションを拠点として生かすための耐震性・備蓄などの防災機能はもちろんのことだが、日頃の地域との連携をはじめとしたマンション内のコミュニティー形成、人と人とのつながり、共助のしくみこそが求められていることを改めて痛感させられています。

(2) 地区防災計画について

3月3日「共助の力『地区防災計画』をさらに地域、自治体に」



第4回地区防災学会大会が、県立大永国寺キャンパスで開催されました。

高知県で地区防災計画に取り組んでいる黒潮町と高知市下知地区代表が並んだトークセッションに参加するとともに、私は「下知地区防災計画と地区防災計画の水平展開—地区防災計画策定による地域共助力の拡大」のテーマで、個人報告を行いました。

内容は、3年間の取り組みの中で、何よりも地域の人と人とのつながりコミュニティーの大切さを学び、災害に「も」強いまちづくりに向けて、地区防災計画づくりにおける平時の自助・共助を強化するための公助の支援の拡大は、災害時の自助・共助力の発揮で公助を補うしくみを作ることにもつながり、地区防災計画が、あらゆる地域や自治体に拡大し、南海トラフ地震に備える地域、自治体の防災力の向上につながることを図るべきで

はないかというものでした。

4年前に内閣府が地区防災計画のモデル地区をスタートさせて、全国に約3000地区で計画の検討が広がっていることが室崎会長から報告されていました。

3年間下知地区にアドバイザーとして通って頂いた鍵屋一先生は、黒潮町と下知地区の登壇者を交えたトークセッションの中で、地区防災計画に必要な「人の要素」「場の要素」「長く続くための知恵」というキーワードでまとめて頂きましたが、地区防災計画学会の室崎会長、矢守副会長、西澤会長代理、加藤理事、磯打理事等で行われたシンポジウム「地区防災計画の現状と課題」でも、外から知恵を授け刺激を与える「風の人」、コミュニティーに寄り添って応援する「水の人」、主人公となって地区防災に取り組む「土の人」が必要であることを踏まえた事例などが話されました。



しかも、その「人」の量が増え、多様性を認め合い、あきらめないことを通じて借り物でない根をはった取り組みを地道に積み重ねていくことや地域のゆるやかな連携などが地区防災計画の策定過程で育っていくことが成果でもあることを改めて感じさせられました。

3月24日『防災もまちづくり、災害に『も』強いまち』で、多様につながり、また一歩』



内閣府主催「地区防災計画フォーラム 2018 ー地区防は進化し続けるー」に出席し、内閣府モデル地区だった下知地区の現在の活動状況について報告してきました。

事例紹介では、相模原市、秩父市、札幌市、市原市などの自治体の取り組み状況、さらにはマンションにおける防災の取り組み、そして私たち下知地区をはじめ過去に内閣府のモデル地区として指定をされて、地区防災計画づくりに取り組んできた国分寺市、国分寺市の本多地区、高木町地区、徳島県大塚製薬の取り組み等の報告がありました。

それぞれの報告を受けた後、総括ディスカッションとして、高知市下知地区のアドバイザー鍵屋先生から下知地区防災計画を事例に地域防災計画の補完を超える地区防災計画の進化について、そして防災都市計画研究所の吉川先生からは、「あるべき論」から「できうる論」、「自律的な災害対応の手あげを条件に地域防災計画への位置づけができて行政支援」等について提起がされました。

また、最後に東大加藤先生からは「防災もまちづくり、災害に『も』強いまちづくり」「担い手の多様性」「広報、周知」「住民先行、行政後追い」「計画を生かし続けるための工夫」ということを踏まえた、「行政の関わり方」「地域防災計画でのオーソライズのあり方」「地域防災計画のあり方そのものを考えてみる」ことが重要！だと言う課題の提起もされて、予定の時間をはるかに超えた熱気あるフォーラムとなりました。

2年前に参加した時と比べて、本当に多様な地区防災計画が全国で展開されていることを感じましたし、改めて地区防災計画でつながるネットワークや公助と共助のあり方の再構築など新たな視点での進化も始まっていくだろうとの可能性を感じました。

ただ、あまりに多様に、そして自発的に取り組まれるという特性のある地区防災計画であるが故に、その実態が十分に集約でき切れていないこともあるので、内閣府はその実態把握を行った上で、「量の拡大」と「質の向上」を図り、ますます進化させて頂きたいものだと思います。

私は、下知地区防災計画について、次のような内容で報告しました。

南海トラフ地震による災害リスクの大きい下知地区では災害への備えと住民の防災意識は高まりつつありますが、自主防災組織の空白地区、地域コミュニティの不足、高齢化による担い手不足、木造住宅密集地域の存在、津波避難ビルの偏在と不足、避難行動の実効性の確保、避難所の運営体制、長期浸水時の孤立化対策や避難所の確保などの課題がある中、被災後に速やかに復興へと歩み始めるための事前復興のまちづくり計画などをはじめとして、防災への取り組みが一層求められていたことから、「下知地区防災計画」の策定を開始しました。



下知地区は、南海トラフ地震後に復興計画が必ず必要となります。復興計画は、地震後に作成に取りかかるとなると、十分な時間が取れなかったという過去の震災の教訓があります。災害に備えて命を守る対策ももちろん重要ですが、命を守ったあとの将来に希望が見えなければいけない、という思いから、まず最初に「事前復興計画」の策定に取り組みました。

そして、「事前復興計画」には、大きく分けて「被災しないための“事前対策”」、「災害後のまちづくりを“事前に考える”」の2つの位置づけで検討を重ねて、復興の

方針をとりまとめました。

また、復旧・復興に取りかかるためにも、地域の身近な方々を失うことのないように、「命を守る」「命をつなぐ」「生活を立ち上げる」というフェーズ毎の個別計画で災害リスクを回避する検討も重ねてきました。

そこには、地域のコミュニティを日頃から強化することを軸にした「共助の計画」としての3年間の地区防災計画の検討が行われ、参加し続けた皆さんは、自らの地域で、さらに防災活動を活性化させたり、組織したりすることを担える人財として成長されています。

そして、災害の時だけ地域の防災力が発揮されるのではなく、地域で日頃からの人と人とのつながりと共助の具体化が、「災害に『も』強いまち」につながるということを確認できたのは、この三年間の取り組みの成果であると言えます。

これからは、この計画を具体化し、検証し、さらに下知地区が日頃から暮らしやすい、素晴らしい地域、そして災害に「も」強いまちになったと言われるようにもしていきたいと思えます。

そのためにも、下知地区減災連絡会として、下知地区全体の防災力向上の方針として活用し、地区防災計画の考え方を単位自主防災組織に落とし込み、各地区の実情に合わせた個別計画の策定、実施、改善に活用していくこととしています。

(3) 災害への備え、被災地の復興と事前復興のあり方について

7月20日「復興まちづくりへの備えを」

高知縣市町村議会議員研修に参加させて頂き、岩波新書「復興〈災害〉」の著者でもある立命館大学特別招聘教授塩崎賢明先生の「大震災の復興と今後の備え」について講演を聞かせていただきました。

講演では、「災害対策には事前の備え緊急時の活動が重要」「同時に災害後の避難生活や復旧復興の過程で出る被害をなくさなければならない」「災害後の被害は自然の仕業ではなく人間・社会に原因がある人災である。」「これを防ぐことができないのは復興災害である」「復興災害を防ぐには復旧復興の備えを事前に行わなくてはならない。」などを趣旨として、2時間半にわたって聴かせて頂きました。

極めて、多岐にわたり「事前対策」「緊急対応」「被災直後」「復興」「次への備え」のステージ毎に、具体的な事例を織り交ぜてお話し頂きましたので大変参考になりました。

津波被害が避けられない地区での事前移転の課題。

災害関連死の大きな要因でもある避難所・避難生活の問題と避難所に避難できなかった在宅被災者の課題。

そして、仮設住宅、災害公営住宅、復興公営住宅、自力再建、被災者生活再建支援の課題などから考えられる住宅復興のシステムなど考えさせられることの多い教訓が阪神淡路大震災以来の災害から導かれていますので、南海トラフ地震までには、制度化しておく必要があるのではないかと考えます。

復興まちづくりの課題では、大規模な移転事業では、東松島市野蒜地区の戸あたりの宅地整備費が1億4千万という驚くべき費用や女川地区の平日の駅前商店街の無人状態など今の復興まちづくりのありかたの課題事例を示される中、「まちづくりと住宅復興の関連・諸問題」を次のように整理されていました。

「まちづくり事業そのものの問題」

- ・巨大防潮堤+復興まちづくりに賛否
- ・高台移転か自力再建か、被災者の迷い

「事業完成まで待てない」

- ・事業等の遅れ、進む高齢化
- ・住宅再建費用不足

「移転戸数減少、公営住宅戸数増加（空き家発生）」

「巨大事業完成後の持続可能性」

「買い取り跡地の活用問題」

「安全で高いところが良いというのは、真理だが、それだけでは暮らしていけないという問題もある」との先生の言葉が、復興まちづくりの課題をよけい難しいものになっていることを痛感させられます。

毎年、石巻などに足を運んでいると現地から、つくづくそのことを感じさせられます。

以上のような 課題のある復興まちづくりを取り組む上での留意点として次のことを指摘されました。

- 被災者の生活再建を第一義に。
- 地域の特性をよく見抜いたまちづくり。
- 身の丈に合わない、巨大事業はやるべきでない。ーまちづくり事業は何年もかかる。
- 自然破壊や地域破壊の事業はやるべきでない
- 補助金などの外部資金投入に要注意。ランニングや管理運営は地元負担。
- 神戸市災害復旧の借金1996億円やと返済。復興まちづくりの借金9783億円の返済にあと25年かかる。

また、次のことを踏まえた「復興への備え」が重要であることを今後の取り組みに生かしていきたいと思えます。

- 復興の大目標＝被災者の生活再建
- 災害で助かった命を失うことをなくす
- 関連死を防ぐ＝避難所における人間的生活の確保
- 福祉避難所、医療施設、簡易ベッドなど
- 憲法「健康で文化的な最低限度の生活」の保障

「国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」→「災害時は除く」わけではない

そのためにも「被災者支援の施策と国民意識の改革」の項でおっしゃった

- 住宅の被害程度で支援内容がきまる仕組みではなく生活被害の実態にあった制度をつくること。
- 被災者一人ひとりのカルテをつくり、その人に合った支援「災害ケースマネジメント」を行うこと。
- 国民の側に自分たちの生活を取り戻すこと、生活文化への強いこだわり？ 執念が必要。それが制度改革をもたらす。
- 南海トラフ・首都直下地震までに早急に制度改革を。
などの点を、肝に銘じた備えに取り組んでいきたいものです。

1月7～8日「23回目の1. 17を前に、『復興知』の共有へ」



7日～8日にかけて、1. 17阪神淡路大震災から23年を迎えようとしている中、関西学院大学災害復興制度研究所主催の2018年復興・減災フォーラム「災害と地域の消長?いかに復興知を伝えるか」に出席しました。

初日は、全国被災地交流集会円卓会議が、二つの分科会に分かれて、開催されました。

分科会1では、有珠山や三宅島の噴火災害、阪神・淡路大震災以降に起きた直下型地震、東日本大震災による津波と原発事故で被災し、復興に携わっている人たちを招き、「過

去災害から学ぶ地域存続の知恵」のテーマで10人からの報告がありました。

私が、報告者として出席の要請をされた分科会2では、南海トラフ巨大地震の想定被災地である和歌山県、徳島県の皆さんと共に、これまでの被災地である奥尻島や気仙沼市只越地区の復興のあり方や経験と照らしながら「過去災害から学ぶ地域存続の知恵」について10人の報告者で学び合いました。

なお、私は「事前復興も視野に災害にも強いまちづくり 下知地区防災計画」の取り組みを報告させて頂き、同じ高知市からの参加者である潮江南防災連合会の代表は「地域の防災力はコミュニティ」について、報告されました。

さらに、岩田勉和歌山県すさみ町長からの「コンパクトビレッジを目指した高台移転について」、梓谷徳彦和歌山県串本町総務課の「防災対策と高台移転について」、徳島県ホウエツ病院林秀樹院長からは、「AMDA国際医療情報センターとの連携について」、徳島県三好郡東みよし町法市自治会細川努さんからは、「過疎の町での地震対策について」、徳島県・美波町西の地防災きずな会の浜大吾郎さんからの「事前復興まちづくり計画・高地開発プラン」、気仙沼市只越災害復興協議会亀谷一子さんとNPO法人神戸まちづくり研究所の野崎隆一さんからは「高台移転の復興」、東北大学災害科学国際研究所助教定池祐季さんからは「奥尻の復興は失敗だったのか」などについて、報告され、4人のコメンテーターからアドバイスも頂きながら、意見交換をしました。

どなたの報告にも共通していたのは、「災害復興の資源は人」であり、人と人とのつながり、コミュニティの主体性、つまり共助力が事前にどれだけあるかによって、事前の減災の取り組みも進むし、災害後の復興の進み具合などにも影響することが明らかになったような気がします。

このことこそ、「過去災害から学ぶ地域存続の知恵」として、現在、地域で取り組んでいる共助の計画づくり・下知地区防災計画の中に、しっかりと魂として入れていきたいと感じたところです。

なお、コメンテーターの先生方からは、高台移転だけが選択肢ではなく、いろんな選択肢を構える必要がある。自然を理解し、共生して存続したまちづくりを行っていくこと。

復興のせいで過疎化が進んでいるのではなく、今の国の一極集中政策が過疎化を生んでいるのではないか。

人と地域、人と人とのつながりによって、災害リスクをみんなでもっと不利な方々を救うため、コミュニティでリスクをどうシェアするのか。

共同体も見据えて、復興していく。何をその地域でよしとしていく方向なのか、地域の生活達成感、満足感がこれからの地域存続の戦略ではないのかなど多くのことを学ばせていただきました。

また、円卓会議の最後に、ご報告頂いた被災地障害者センター熊本の本東事務局長からは、熊本地震と支援の網の目からこぼれ落ちる被災障害者の避難環境のあり方について考えさせられる貴重な問題提起も教えていただきました。

その内容は、まさに、私たちが昨年10月熊本学園大学の花田先生をお招きして学んだことを我々が地域でどう実践していくかにつながっていることを感じました。

二日目の「復興・減災フォーラム」の様子は、今朝の朝日新聞25面に詳細掲載されています。作家・相場英雄さんの基調講演「なぜ、被災地を舞台に小説を書くのか」を受けた形で、佐々木俊三（東北学院大学名誉教授）さん、庄子隆弘（海辺の図書館館長）さん、田鍋敏也（壮瞥町教育委員会教育長）さん、吉田恵子（富岡町おだがいさまFMラジオ局パーソナリティー）さんをパネリストとしてパネルディスカッションが行われました。

佐々木さんの「現場に赴くことの大切さ」、あるいは庄司さんの「地域の魅力を発信することで失われたものを取り戻す」「住めないところの再生・まちづくりを考える」「日常と地続きの延長に災害があり復興がある」吉田さんの「ラジオがつなぐ思い出の共有」「ラジオから故郷の名前、近所の何でもない事、訛りが聞こえてくる」ことで「明日も聞こうと思う、生きていこうと思う避難者がいた」ことなど、「客観性、普遍性を持って語り伝えられる『復興知』」は、役に立つこともあるとの思いで、語られていました。

2月10日「7年目の『復興』を知り、『わがこと』として考える」



高知県自治研究センター主催で開催した「第7回3. 1 1東日本大震災から高知は学ぶシンポジウムー7年目の『復興』を知る。そして『わがこと』として考える」にパネラーとして、参加してきました。

まず、南三陸町役場の職員お二人から、南三陸町における「被災地を知る」ということで、直後のこと、そして復興へと歩んでいる現状についてお話頂き、4年経った復興状況について、お二人からご報告をいただきました。

また、黒潮町の防災対策についての報告も受けた後、パネルディスカッションで「7年目の復興を知る」と題して、3人の報告書に加えて、私も出席させていただき意見交換をさせていただきました。

災害公営住宅や防災集団移転事業で確保される住宅の入居状況を聞くにつけ、時間がかかればかかるほど入居者数が減少していくことなども明らかにされました。

また、災害公営住宅における福祉と住まいの連携とすることでの「福祉配慮住宅の計画反映」や「見守り支援」「高齢者生活支援施設の整備」など住宅の確保だけでは、復興にはならないことも改めて明らかになっています。

南三陸町だけでは仮設住宅用地が確保できず隣の登米市の仮設住宅に入居した方などが復興の遅れによって南三陸に戻って来られない方なども多くおられたとのことなど、南三陸に戻って来られないのは、将来の街の姿、先の姿が見えないと言うことが大きな要素であったように言われていました。

そのためにも、事前復興計画で将来の姿を早く描ける備えをしておくことは、大事なことだと改めて感じたところです。

私も、パネラーの一人として「高知市下知地区で考える『事前復興』」と題して、地区防災計画と事前復興のことについて、報告させて頂きましたが、南三陸町の復興の話聞くことで考えさせられた「事前復興」。町内全体の2/3の地域で地区防災計画に取り組みられている黒潮町のお話を聴かせて頂いたことは、私にとっては大きな学びとなりました。

報告者の三浦さんや及川さんが、ずっと復興の中でいろんな課題を抱えながら、取り組まれているお話を聞くにつけ、被災地の7年を「わがこと」として、私たちが学ばなければならないことを感じさせられました。

(4) 防災・減災対策の啓発・防災教育について

7月23日「請戸小学校物語に学ぶ『あなたにとっての大平山は』」



福島県を訪ねた際の避難指示解除地域の課題について報告しましたが、その際に浪江町で聞かせて頂いた「請戸小学校物語」について、絵本とDVDを昨日、手にすることができました。

沿岸から約500メートルの浪江町の請戸小では、3.11の大きな永井揺れの後、防災無線の津波警報の発令を聞く中、学校には下校した1年生を除き、2年生から6年生までの児童77人の児童に対して、教職員はすぐに「逃げろ」と児童を誘導したようです。

避難場所に指定されている約2キロ先の大平山に向かって走り、今でこそ霊園として道路整備もされていたが、当時は登り道も分からない中、日頃からそこで遊んでいた生徒が道を教えて、避難したそうです。

さらに、数キロ西にある6号国道まで全員で山道を歩き、通り掛かったトラックに乗せてもらい、避難場所へとたどり着きます。

その事実をもとに「より多くの方に知ってもらいたい」「子供たちの教育に役に立ててもらいたい」という想いを元に、NPO法人『団塊のノーブレス・オブリージュ』が絵本の制作を呼びかけ、地元の方への聞き込み調査を元に武蔵野美術大学の学生を中心として当時の状況や風景を絵本という形で再現されたとのことでした。

絵本の最後はこう結ばれています。

「長い長い3月11日が終わりました。地震があれば津波という災害が起こること、大平山という逃げる場所があること、請戸の子どもたちは、請戸の町についてよく知っていました。だから、いざとなった時に、とっさのはんだんができたのかもしれませんが。地震やその他の災害は、いつあなたのもとにふりかかるかわかりません。あなたにとっての大平山はどこですか。」

請戸地区では死者・行方不明者180名という犠牲者を出してはいますが、77名全員が助かった「請戸小学校物語」の絵本からは、日頃から地域みんなが挨拶を交わし、街のことをよく知り、自分にとっての大平山を決めておくことの大切さを学ばされます。

8月8～10日「あらゆる場面で、生きるための防災教育を」

8日から10日の間、昭和小学校の先生方と、東日本大震災の被災地における教育現場と子どもたちの様子を学ぶために、気仙沼、石巻、名取市を訪ねてきました。

気仙沼市では、気仙沼小学校で被災直後のこと、その中で生徒たちの自主的な取り組みと対策など、さらにはそのことを通して感じた大変さなどについて丁寧にお話しいただきました。



特に、気仙沼小は、南気仙沼小の生徒たちを受け入れ、気仙沼小の中に2つの学校がある形で運営をされたこと、避難生活の中で、ボランティアクラブが取り組んだことやファイト新聞の発行等参考

になる取り組みなど多くの学びがありました。

また、元気仙沼市危機管理監の佐藤さんに気仙沼市内の復興状況や高台避難で大きな犠牲を出された杉ノ下地区等ご案内頂き、指摘頂いた課題については、高知での減災や災害復興のあり方や避難場所としてのビルや高台などの課題は、高知でも多くの参考になることばかりでした。



石巻市では、鹿妻小学校において、青山教頭先生から、被災時の様子として当時在籍されていた女川小学校での課題や昨年4月から教頭先生となられた鹿妻小学校における災害復興教育としての復興マップ作りプログラムや復興・防災マップ作りの実践等について、聞き取らせて頂きました。

さらには、昨年11月22日、石巻地方を最大震度4の地震が襲った際に、実際の子供たちの避難行動を振り返っての課題等についてもお話しいたしました。

また、2年前からお世話になっている方のご案内で、日和山から見下ろせる石巻市市街地の今の状況、被災直後のこと等についてお話しいただいた後、門脇小学校をはじめとした門脇地区や湊地区をご案内いただきました。

2年前にご案内頂いた時の今野さんの思いであるサッカー場が湊第二小学校のグラウンドにできており、その想いの強さに感心させられました。

子どもを中心に、復興のまちづくりをされようとしている湊地区の課題も高知に共通するものがあるかと思えます。

最後の訪問地である名取市では、閑上中学校の八森教頭先生から、当時の被災状況やその後の防災教育、さらには閑上小、閑上中を小中一貫校の閑上義務教育学校として、来年四月にスタートさせる準備段階の課題などについてお話を頂きました。

そして、閑上地区の現状については、これまでも大変お世話になっている閑上震災を伝える会代表の格井さんから、閑上地区での被災状況そして今の復興状況等についてお話を聞かせていただき、2年前の時よりも新たな課題なども報告いただきました。

この三日間、防災・減災・教育をキーワードにつながらせていただいた方々に、大変お世話になり、①発災直後の教育現場の課題、子どもたちの主体性と力強さ。②学校現場が避難所となった場合の地域との関係性を築くための事前・日頃からの連携の必要性。③学校再開のための重要性。④事前の防災教育の重要性。⑤地域における災害直後の命を守り、つなぐための事前の備えの重要性。⑥その備えの住民の主体性と行政との連携の重要性。⑦復興における、まちづくりの難しさを克服するために、事前に取り組むことの大事さ。などについて学ばせて



頂きました。

10月9日「子どもたちと演劇が訴える減災の力」

昨年に続き、アートゾーン藁工多目的ホール蛸蔵で取り組まれていた「わくわく減災力 段ボールハウスキャンプ×演劇」の朝のラジオ体操指導のお手伝いをはじめ、「防災減災演劇クイズ発表会」の鑑賞と子どもたち主体の取り組みに参加させて頂きました。



倉庫内の段ボールハウスで一泊した子どもたちが元気に体操してくれ、終了後には、昨年以上にグレードアップした子どもたち自慢の段ボールハウスを見せて頂きました。

その後、防災減災演劇クイズ発表会を見学させて頂きましたが、今年の防災演劇は防災クイズなどを織り交ぜ、観客との間でやりとりをしたり、会場を外に移して、いろんな障害物を避けながら要配慮者役の方たちを避難誘導したり、さらには怪我をした人たちの治療にも当たったりと工夫を凝らした取り組みになっていました。

さらに、避難所に場所を移しての演劇では、避難所にはいろんな方が避難されてきている中で避難所での思いやりについて考え、「私たちに何かできる事はありますか」と声をかけてあげることの大切さをうたえられていました。

子どもたちの熱心な取り組みに、それを見学していた保護者の皆さんも、防災への備えの意識が高まったのではないかと感じさせられる内容ばかりで、もっと多くの方にご覧頂きたいと思いました。

子どもたちをキーパーソンにした防災の取り組み、さらには演劇を通して訴える力も、大事になっていると感じました。

子どもたちをキーパーソンにした防災の取り組み、さらには演劇を通して訴える力も、大事になっていると感じました。

11月13日「救う条件としての手段・情報・時間を判断や行動に結びつけるために」

宮城県の元中学校教諭佐藤敏郎さんの講演を潮江中学校で聞かせていただきました。

自分が教鞭をとっていた女川中学校のこと、次に赴任した東松島市立矢本第二中、そして、自らの娘さんが亡くなられた大川小学校でのことなどを通じて様々な命を守るために、防災の持つ意味などについて語られました。

女川中での被災後、深い悲しみの中にいた中学生達が、素直な気持ちを無理して心の中に閉じ込めておくと、いつかは心がはじけたり、折れたりするのではなかろうかということで、今の素直な気持ちをコトバに紡いでみることで俳句作りの授業をされた中から、ご紹介頂いた紡がれたコトバと向き合い続けなければと思わされました。

生徒の2ヶ月後の「春風が 背中を押して 吹いてゆく」から、8ヶ月後には「女川の 止まった時間 動き出す」というコトバを紡いでいった子どもたちと向き合うことが、おとなたちをも動かしていったのではないかと感じさせられました。

また、女川中の次に赴任した東松島市立矢本第二中での語り部となる生徒達の話から「防災とはあの口を語ること 未来を語ること」ということが話されたが、改めて「16歳の語り部」たちの言葉に真摯に向き合うために、本も購入させて頂きました。

そして、大川小で「救えた命」「救わなければならない命」「救いたかった命」を救えなかったことから考えなければならないことは何か。



大川小では、助かるための手段も情報も知っており、時間もあった。しかし、「いくら避難や救う条件としての時間や手段、情報があっても、組織として意思決定できず避難ルート判断ミスをするのではなく、判断や行動につながるような普段からの意識が大切」であることを突きつけられました。

さらに、「防災とは、想定外の事態でも命を守れる習慣と信頼を築き、命に向き合っていくことの大切さ、しかし、それらは災害が来た時だけに大事なのではなくて、いつも大事なものである」と訴えられ、私たちが日頃、災害の時だけ強

みを発揮する地域ではなく、日頃から強いコミュニティが災害の時に「も」強みを発揮することと共通している教訓であると痛感させられました。

そして、そのような地域や行政との関係などを作っていくときに「違う立場、意見があっても、ハーモニーと同じで簡単にはできないかもしれないが『調和』させていくこと」の必要性について言及されたときに、地区防災計画づくりが共助の計画としてつくろうとしていることにも、通ずるものがあると感じたことでした。

最後に佐藤先生が述べられた「防災とは、ただいまを必ずいうこと。帰りたいと思う家庭、地域をつくること」ということを肝に銘じて、災害に「も」強い家庭、地域を下知では目指していきたいと改めて思いました。

11月28日『逃げる』『守った命をつなぐ』ことの困難さ



昭和小6年生の防災学習として、津波避難ビル巡りの誘導案内を依頼され、下知地区減災連絡会では、PTAや高知市地域防災推進課の協力を得て、実施させて頂きました。

生徒たちの通学路を7コースに分け、21の津波避難ビルを訪問したり、実際屋上まで登ったりして、津波避難ビルの入り口や防災倉庫の備品などを見学するなどしました。

また、そこでは、それぞれの津波避難ビルからの説明を熱心にメモをとりながら聞き、子どもたちからは、津波避難ビルでの長期浸水期間中の過ごし方の不安などについて意見も出して頂きました。

子どもたちの中には、まだ自分の避難する津波避難ビルを決めかねている家庭もあるようで、できるだけ早く家族で相談しておくことなども要請しておきました。

後日、生徒たちの感想をとりまとめ、地区防災計画個別計画にも反映して行けたらと思います。

昨日は、校区内にある障害の種別、障害の程度を問わず、「働きたい」と願う全ての人を受け入れてきた「すずめ共同作業所」での避難訓練も見学させていただき、避難することの困難さや少しでも次につながる課題なども学ばせて頂きました。

いずれも、「命を守る」ということでの課題がまだまだ、見受けられましたので、まずは「命を守る」ということについて、もっともっと徹底していくことを改めて感じさせられました。

12月8日「昭和小地域連携訓練と防災学習の成果」

高知市立昭和小の地域連携避難訓練に参加し、防災学習プレゼンも見学させて頂きました。

13時40分地震発生で、地震音が流された後、掃除中の生徒たちが避難し、その後地域やPTAの皆さんが屋上へと避難しました。

生徒たちは、今年3回目の屋上避難で、8分30秒で避難完了しました。4月が9分5秒、9月が8分20秒だったそうです。

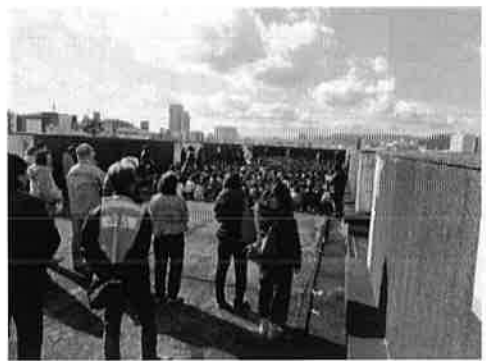
その後、保護者や地域の方は、4年生の案内で防災倉庫を見学、地域住民の避難教室の確認を行った後、体育館での6年生の防災学習の成果を4、5年生とともに聞かせて頂きました。

ビニール袋でほかほかご飯（防災クッキング）、防災カレンダー、防災カルタ、防災トイレ、防災袋、防災トライカード、連絡手段、防災ラジオなど、盛りだくさんのテーマで、それぞれが学習してきたことを4、5年生は熱心に耳を傾けていました。...

これまでの6年生の頑張りに大拍手です。

そして、期待していた「防災カレンダー」も頂けて、そのできばえに驚いたところです。

それぞれの月に防災カルタがアレンジされていますが、一番気に入っているのは「逃げるときもっていくのは まずいのち」で、この言葉を昭和小の皆さん、地域の皆さんがしっかりと胸に刻んでくれていたらと思ったところです。



6年生の防災リーダーの生徒たちの発表の中では、地域の防災活動の様子を報告してくれとの要請で、私も壇上へ上げて頂きました。

そして、これまでも地区防災計画の検討会で出されていた「私たちの命を守りたかったら、おとうさん・お母さん、防災訓練や防災講演会に参加して」と声かけようと言うことと12月17日の防災訓練に、参加して下さいとの呼びかけをさせて頂きました。

昭和小とゆかりのある鈴木敏恵先生から「ソーラー充電スタンド」を昭和小に寄贈頂き、日本ではじめての可動式ソーラー充電スタンドが4階防災倉庫に設置されました。

とにかく、情報をえるためのスマホ充電をはじめとした長期浸水による孤立時の大きな充電器が備わったと言うことです。

そして、着実に防災教育を重ねられている昭和小の生徒さんたちが、必ず来る災害時に生きのびて、下知の復興の担い手になってもらいたいものです。

2月4日「人と人が繋がり、災害に『も』強いまちづくりへ」

「平成29年度4県連携自主防災組織交流大会」のため、県立大学池キャンパス共有棟大講義室に出向きました。

南海トフフ地震発生時に甚大な被害が想定される三重県、和歌山県、徳島県、高知県の4県が連携し、災害時の共助の要となる自主防災組織の育成や活動活性化を図るため、先進的な事例を学ぶことで自主防災組織が自らの取組に資することを目的に開催しているということで、今年の本県での開催となりました。

4県の自主防災組織や行政職員約150名が参加され、それぞれの先進的な取り組みに学び合いました。

三重県鈴鹿市からは「夢ある稲生（いのう）まちづくり協議会」、和歌山県美浜町から「浜ノ瀬

自主防災会」、徳島県徳島市からは「津田新浜地区自主防災会連絡協議会」の報告で、高知県からは私たちの高知市下知地区減災連絡会の役員でもあり、アルファステイツ知寄Ⅱ自主防災会の中岡会長から報告をして頂きました。

「夢ある稲生（いのう）まちづくり協議会」は、津波浸水想定のない地域ではあるが、浸水地域から避難してくることを想定した備え」や「揺れ対策は避けられないことで関心を高めること」で地域住民の啓発、さらには「避難時の世帯消息確認シートの作成」や「避難カード」の作成など、日頃から「自治会にしかできないことをやらなければ」との思いで、取り組まれているとのことでした。

和歌山県美浜町の「浜ノ瀬自主防災会」、全域が津波浸水域で、総工費約3億3500万円をかけた盛土の「松原地区高台津波避難場所」を整備することとなっていますが、そこまで遠いところでは900人を避難しなければならぬために、本県発祥の「生き生き百歳体操」で避難できる体力づくりを行っているということも報告されました。

徳島県徳島市の「津田新浜地区自主防災会」は、地域の全域が2m以上の津波浸水被害が想定される地域ですが、事業所も巻き込んだ自主防災連合組織を主体的に動かし、津波避難訓練なども行政主導ではなく、企画立案から地域主体で行うなかで、連帯意識をつくり持続していこうとの取り組みがされています。

地域の中にある津田山を防災活用し、「安全快適なまちづくりを目指して、市民が住みたい津田新浜づくり」という「津田新浜地区の夢」を具体化するために、頑張られている報告がされました。



そして、本県代表の下知地区の報告は、地域の特性でもある津波避難ビル指定を受けているマンション防災会と町内会防災会の日頃からの顔の見える関係づくりを地区防災計画検討の中で取り組んでも来たとし、「事前復興計画」の検討を通じて、今から防災だけでなく、日常から「人と人が繋がり、災害に『も』強いまちへ」を目指していることなどについて報告がされました。

パネルディスカッションでも、4県に共通していたのは、人づくりであるし、コーディネーターの認定特定非営利活動法人NPO高知市民会議理事の山崎水紀夫さんが、まとめの中でも「人と人が繋がり、災害に『も』強いまちへ」ということを引用され、「普段から住みやすいまちづくり」から、「災害に『も』強いまち」を目指して欲しいと結ばれました。

下知地区の取り組みで、事前の備えを通じた取り組みで「災害に『も』強いまち」を目指していることは、共通した取り組みである事という確信を持って、積み重ねていきたいと感じました。

（5）多様な防災対策と支援について

5月18日「子育て中のママさんにも備えてもらうために」

下知コミュニティセンターで隔月第3木曜に開催している「子育てサロン 下知スマイルひろば～赤ちゃんと絵本を楽しむ会」からお声がかかり、子育て中のママさんたち12組の方々を対象に下知地域の震災リスクとそれへの備えについてお話しさせて頂きました。

お住まいの地域に自主防災会はあるのか、逃げるべき津波避難ビルを知っているか、備えるべき事は、避難生活を過ごすためなどの課題について、特に赤ちゃんのことを考えて備えて頂くことをお伝えしたつもりです。



子どもさんのことを気にしつつも、真剣に聞いて下さった若いママさんたちが、一步でも備えに着手して頂けたらと思ったところです。

主催者の方から、お礼の手紙には「参加者から、参加してよかった。との感想が寄せられました。12名といういつもより多い参加人数のことも考えると、予想以上に、こうした機会を若いお母さんたちも、求めているように思えました。できれば、今後

も『減災』について考える場を設定していきたいと思います。」

また、「子育てサロン 下知スマイルひろば～赤ちゃん絵本を楽しむ会」の広報にも「5月の『スマイルひろば』は、『赤ちゃんのいる家庭での減災について』というテーマで、下知地区減災連絡会事務局長の坂本さんに来ていただいてお話をお聞きしました。12組もの親子のみなさんの参加がありました。今更ながら『減、防災』への関心の深さを知る思いでした。話は具体的で分かりやすく、来る X デーに備えておくことの大切さを教えられました。『備えあれば憂いなし』家具の固定や避難ビルの確認など今すぐに取り組んでおきたいことだと思いました。」と書いて下さっていました。

私の住むマンションでも、防災会主催の「防災カフェ」にいつも赤ちゃん連れで、参加頂くお母さんなどは、防災・減災についての備えを学びたいとのニーズがあります。

この世代の皆さんに、もっと関心を持って頂くために、粘り強い取り組みが求められます。

9月5日「誰もが助かるための『共助の地図』が描けるように」

今朝から連載が始まった高知新聞の「共助の地図 障害者と考える震災ハザード」は、地域で防災に取り組んでいるものにとっては、大変大事な課題でありながらも、その備えに、なかなか着手できていない自主防災会が多いのではないかなと思っています。

障害を持たれた方が、被災したときに安心して避難できる支援の仕組みや、厳しくても何とか避難生活を送ることのできる避難所生活を送ることができるような避難所運営のあり方についても検討しているところです。

昨年、地域での避難所運営訓練で、介助の必要な高齢者や障がいのある方の受け入れを行ったときのさまざまな課題をさらに、解消していくための今回の連載で学びたいと思います。

そして、10月28日には、熊本地震の際にインクルーシブな避難所運営をされた熊本学園大学の花田先生をお招きする防災講演会でも「排除や隔離をしない避難所」について学ばせて頂くこととなっています。

記事は「震災時、どんなバリアーがあるのか。それは、どうすれば取り除けるのか。私たちの社会は、ともに生き延びるためのハザードマップを描けているか。」と問いかけられています。

いろんなことの学びと要配慮者の方々との日頃の繋がりの中で「共助の地図」を描いていく必要があります。

10月28日「『管理はしない配慮する』避難所運営を学ぶ」

下知地区減災連絡会で開催した減災講演会では、熊本学園大学花田教授をお迎えして、「熊本地震と排除や隔離をしない避難所」との演題で熊本地震被災地でのインクルーシブな避難所のあり方についてお話を伺いました。

地区の防災会関係者だけでなく災害時の要配慮当事者の方や障害者作業所に通所する方の保護者、行政の福祉関係者など40名を超す多様な皆さんにご参加頂きました。



発災後の避難所は地域の縮図であり多様な人たちが避難してくる中、熊本学園大学は指定避難所ではなかったが、4月14日の発災直後から校舎を開放して避難所を開設し、16日の本震後、避難してきた地域の人々750名、そのうち障害者を60名あまり受け入れられています。

その後、5月9日の授業再開後も避難所は継続し、5月28日に閉所するまで、24時間支援体制を構築し、最後の住民の行き先が決まった時点で閉所をしたそうです。

最後に残っていたのは、障害者、高齢者、生活困窮者

たち20名弱だったそうです。

その経験と散訓、将来への課題として次のようなことが提起されました。

①災害時の障害者を巡る状況として、「障害（あるいは高齢による要介護）を理由として、一次避難所から排除され、避難生活を送ることが困難になる。合理的配慮の提供の例として、災害下での合理的配慮義務としては、情報提供程度しか考えられていなかったが、それ以前に、そもそも障害者がいない、いないことにされていたという問題があった。」

②「災害時避難の大前提」としては、「発災までは、地域で在宅で暮らしていた人たちが、自力で避難してくる。施設から来るわけではないので、地域の中でどうしていくのか。避難所が受け入れなければ、その人たちの行き場がなくなる。一般論では分かっているけど実践できていないこと、こんなことが起きてはいけないよということは簡単だが、熊本学園大学では、インクルーシブな避難所をめざして、何を実践したか、なぜ実践できたか。」

③「緊急時への対応」として、「災害避難所としての熊本学園大学モデルは、障害者・高齢者の脱施設化と地域移行の流れを踏まえた災害時緊急避難のあり方の仮説と実践としての避難所の二つの役割として（1）いのちをつなぐ場所：雨露をしのぎ安全を確保し、水食糧確保の緊急避難（2）次のステップへの準備となる場所が考えられる。実践の背景としては、差別解消法と合理的配慮としてのインクルーシブな避難所は、一般の避難所に障害者・高齢者を含め地域住民を受け入れる。そのための合理的配慮の体制を構築する。24時間の運営体制を図る。」

④「様々な避難者たちへのケアとしての避難所運営」では、「多様なニーズ。社会階層も様々、貧富の格差も明瞭に見えてくる。必要とされるもの・ことは多様であることを踏まえる。」

⑤「地域に様々な人たちがいて、その人たちが避難してくると、その中に地域の中で暮らす障害者がいたという当たり前」の中で、「排除、隔離しないという当たりの原則のもと、障害者であれ「要配慮者」「要援護者」であれ、地震が起きる前までは地域に暮らしていた人たちで、施設入所者ではないことから、障害者・高齢者を「福祉避難所」へ、という考え方をとらなかった。」

⑥「管理はしない、配慮する」原則について、「◇ ルール・規則は作らない。事態は常に動いている。規則を作ると、守るためのエネルギーと時間が必要。◇ 入所者名簿は作成しなかった。意味がない。人数把握だけで十分ではないか。◇ 出入りも自由。常に受付に人が複数いる。◇ ペットの規制もしなかった。・飲酒規制もしなかった。日常の生活、地域での暮らしを避難所でもという考え方。」

⑦「熊本地震における「福祉避難所」の機能不全」の理由としては、「熊本市では周知されていなかった。一般の避難所から福祉避難所へ移る際、（行政職員による振り分け）で、近隣とは限らない、どこに行くかわからないという問題があった。福祉避難所自身の機能不全として、指定福祉避難所自身が定員充足しており、指定福祉避難所に近隣住民が避難するなどマッチングは極めて困難。」

⑧災害緊急時に「福祉避難所」の必要性にこだわらず「一般の避難所で受け入れる体制づくりを。日常的に、地域で暮らす、脱施設化の流れの中で、いざ、災害時に福祉避難所へということになる

のか、障害者の行き場・居場所がなかった現実があった。障害者差別解消法を持ち出すまでもなく、共に生きる社会づくりこそが必要」

⑨ 今後に生かすべき教訓（良く機能した点、課題等）として「私たちは当たり前のことをしていたつもり、なぜ他の避難所ではできなかったのか。教室を一つ開放すれば障害者スペースはできたはず。」改めて「バリアフリーの施設と意識。日常風景の中の障害者。地域の障害者・高齢者との日常的交流など震災前のあり方が問われる」

そして、最後に改めて確認したのは、災害避難所の熊本学園モデルとしての「4つの原則」として「障害者を受け入れたインクルーシブな避難所」「運営の原則：管理はしない配慮する」「避難所は次のステップへの移行の場」「災害以前に問われる日常：人と環境の条件」ということで、本当にいろんな気づきのあるお話ばかりで、今後の避難所運営のあり方について、随分と参考になるお話ばかりで、あらためて「意識」の事前の備えの大切さを学びました。

2月25日「多様な人々が関われば多様な災害対応ができる」

人権啓発センターで開催された平成29年度ハートフルセミナー講演会「誰もが排除されない災害への対応」に、参加してきました。

今回の講演会は、震災の現場や復興への道のりを見た時、高齢者、障害者、外国人をはじめ、地域での排除や孤立、差別や貧困、人との関係性のしんどさなどで、社会的に不利な立場に立たされている人たちに、より大きな困難さが集中すること。

こういった問題への取組には、時折の「訓練」だけでなく、日常における誰もが排除されないコミュニティづくりが大きな役割を果たすことから、防災に向けた取組が、人権の視点を持ち、多様な社会的マイノリティとの協働や、コミュニティづくりと連動して行われることを共に考えることをテーマに、田村太郎氏（一般財団法人ダイバーシティ研究所代表理事、復興庁復興推進参与）のお話を聴かせて頂きました。

今までの災害対応の延長線上には、誰も排除されない災害への対応はないということで、避難所運営は男性中心であったりすると女性の視点が欠けたり、仮設住宅の集会所運営などは女性中心であったりすると男性は参加しづらいなどの課題も見受けられる。

多様な人が、災害対応に関われば、多様な災害対応ができるということや、全ての避難所が全ての人を受け入れられる避難所になるためにも、大規模収容・機能別収容ではなく「小規模多機能」の避難所になることも強調されていました。

なお、講師が最後にまとめられたことを以下に、列記しておきますので、参考にして下さい。

【災害に備え地域に求められる対応力について-過去の災害から考える】

「避難生活で被害を拡大しないために必要な3つの力」

① 高齢化率50%でも最初の1週間を乗り切れる「避難所力」

▼ 「体力のある支援者」がいなくても分配できる救援物資の工夫

▼ 大規模収容・機能別収容はリスクが高い＝避難所も「小規模多機能」に

▼ 避難所に指定する施設は、ハード・ソフトともに「ダイバーシティ対応」に

② 避難所の全体像を把握し適切にニーズマッチングできる「アセスメント力」

▼ 必要なのは「個人情報」ではなく「ニーズ情報」

▼ ICTを活用し「足りないもの」を発見するアセスメント体制の整備

▼ 「避難所で死者を出さない」ことを目標に専門的な支援メニューを開発

③ 実践的で具体的な訓練の実施と支援人材の育成による「広域連携力」

▼ 多様な要援護者それぞれの生活や状態に合わせた避難計画*が必要

▼ 1週間以上の生活を想定した「宿泊型避難所運営訓練」が有効

▼ アセスメントできる人材の育成と相互に派遣できる枠組みづくり

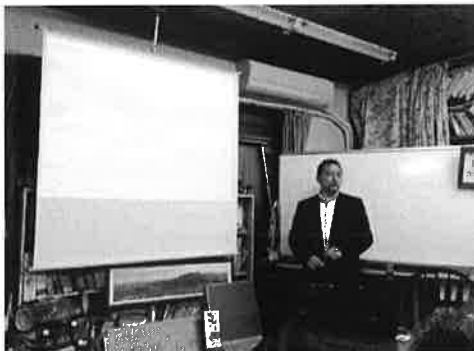
【まとめ】

- ①「防災」の考え方を根本から変える
 - ▼「若くて力のある男性だけがやること」ではない
 - ▼「すべての住民が安心して暮らせるまちづくり」こそが防災
 - ▼「役所に任せておけば大丈夫」という住民意識を変えることも大切
- ②訓練を繰り返し行い、変化する課題に気づいて改善を図る
 - ▼地域防災計画の実効性を確認する図上訓練
 - ▼多様な住民が参加する実践的な避難所運営訓練
 - ▼訓練を通して計画をこまめに見直す
- ③普段の生活の中に防災の視点を取り入れる
 - ▼普段の生活で困難を抱えている人が災害時により困難に
 - ▼災害時対応は、「子育て」や「教育」「福祉」施策の中に位置づけたい
 - ▼避難所は普段からなじみがあり、あそこに行けば安心という場所に

（6）熊本地震から学ぶ

4月9日「『熊本地震から1年』を考える」

「熊本地震から1年 集落は今 ～集落持続性を考える～」をテーマに神戸市長田区のまち・コミで行われている第45回御蔵学校でお話を聞かせて頂きました。



最初に、まち・コミからは活動報告ということで宮定代表理事から「熊本地震等生活支援について」の報告を頂き、続いて講師の柴田祐氏（熊本県立大学環境共生学部居住環境学科准教授、南阿蘇村復興計画策定委員）からは「住宅・集落再建の今～熊本地震から1年～」ということで、改めてみなし仮設や自立仮設など仮設住宅の課題や状況、益城町や南阿蘇村の被災地の変化、集落レベルのまちづくりの検討状況などの課題について報告頂きました。

その後は、熊本地震の被災地をテーマに論文執筆をした柴田ゼミの学生の山内佳奈子氏からは「生業と暮らし方から見た農村集落の復旧プロセスに関する研究」、さらに西村多美氏からは「集落の復興プロセスにおける人のつながりが果たした役割に関する研究」についての報告から、聞き取り調査の中で直後の自助と共助でのいざこと、そして、その後のボランティア力（公助）との関わり、地域住民同士のつながりの重要性が改めて明らかになったことを学ばせて頂きました。

最後に、熊本からのインターネット中継で報告頂いた丸野健雄氏（熊本県南阿蘇村新所老人会会長）からは、長期避難を余儀なくされている立野地区の避難所運営で留意したことや避難所から仮設に移った際に、ご自分も含めて約2/3の方がみなし仮設に入られたことで、バラバラにならざるをえなかったことで行政・ボランティアの手が届かず避難者が置き去りにされているのではないかと不安になったことなども報告されました。

これらのことは、東日本大震災でも指摘されていたことであり、その反省が生かされていないことも明らかになった一年目の熊本地震の被災地の実態であるように思いましたし、集落レベルのま

ちづくり議論は、その持続性を求めて、これから本格化するのではないかと思います。

昨年4月14日21時26分、熊本県熊本地方を震源とするM6.5の地震が発生し、熊本県益城町は震度7の揺れに見舞われ、その約28時間後の4月16日1時25分、同じく熊本県熊本地方でM7.3の地震が発生し、益城町は再び震度7の揺れに見舞われました。

さらに、本震では熊本県西原村でも震度7を記録したほか、熊本市でも震度6強を記録し、九州の広い範囲が震度5弱以上の揺れに見舞われたのです。

一連の地震による死者は225人（直接死50人）、負傷者2727人、車中泊によるエコノミークラス症候群など震災関連死と認定された人は170人にのぼります。住宅被害は全壊した住宅は8424棟を含む19万棟超にのぼっています。

一年経っても避難生活を仮設住宅で送る被災者が4.7万人にのぼる中、見なし仮設住宅での置きざり感や孤独死などの課題も、これまでの震災の教訓が生かされず繰り返しているような実態も明らかになっています。

その場でもお会いし、日頃からFBなどで情報を頂いている兵庫弁護士会の津久井進先生が、今朝のFBで、「熊本地震から1年。4つの感想と、5つの課題」と題して、記されていました。

津久井先生は「自分に言い聞かせるだけでなく、次の「節目」を迎えるときには着実な進展を遂げていることを願うばかりだ。」として5つの課題をまとめられています。次の「節目」となるだろう南海トラフ地震と向き合う高知に住む皆さんに共有して頂きたいとの思いで、ここに引用させていただきます。

熊本地震から1年。4つの感想と、5つの課題
いま率直に感じることは4つ。

- ①なぜ？ どうして？ というもどかしい思いが募る。
- ②特に、繰り返される同じ過ちに接するのはとても辛い。
- ③でも、新たな支援のスタイルの萌芽にはとても感動する。
- ④もしかすると、日本の災害復興支援の大きな転機になるかも、いや、しなければ！

言うまでもなく1年は通過点。

しかし見えてきた課題はきちんと解決しなければならない。

それをしっかり確認して、リスタートすることが「節目」の役割だ。

熊本地震1年の節目に私が考えてみた5つの課題。

自分に言い聞かせるだけでなく、次の「節目」を迎えるときには着実な進展を遂げていることを願うばかりだ。

<1> 命を守る（孤独死・関連死）

孤独死の連鎖を断つ。孤独な暮らし、心の荒みを取り除こう。病や貧困の淵にいる人に手を差し伸べよう。大事なものは、みなし仮設等から発信される声なきSOSをキャッチすること。

そして、関連死にきちんと向き合うこと。小口弁護士の調査分析によれば、自治体による関連死の扱いの差が大きく異なっている可能性がある。

「死」を丁重に扱うことで、次の関連死も防げるし、遺族も立ち直れる。人を「切る」行政ではなく「尊ぶ」行政に。

<2> 暮らしを守る（生活再建）

一人ひとりの被災者が受けたダメージは百人百様。本来、支援も一人ひとりカスタマイズされるべき。

福祉的スキームを基本とする『災害ケースマネジメント』（仙台方式→熊本市方式）に切り替



え、よりそう「人」を配置しよう。

遠回りに見えるかも知れないが、結果的には、早く、低コストで、好ましい形で、暮らしが再建できる。

そのために「被災者カルテ」を活用しよう。「罹災証明」だけで何もかも決めるスタイルから脱しよう。

<3> 誤らない（復興計画）

復興計画が進められている。阪神や東北の痛恨の失敗は、安全安心の名の下に進められた開発的な復興事業。予算獲得のために、人口減少の時代背景に合わず、地域特性を考慮せず、何より住民が置き去りになったのが問題だった。

例えば、益城町の道路4車線拡幅に問題はないか。他の計画はどうか。「取り戻す」ではダメなのか。

「住民と徹底して語り合うこと」が最大の教訓だったはず。住民目線で総点検が必要。

<4> つながりあう（情報と連携）

熊本地震では鹿瀬島先生の Facebook 発信など、様々なメディアで情報支援が行われ、功を奏した。

一方、情報交換なきプッシュ型支援（＝政府の初動）は弊害が目立った。

大事なものは「つながり」だ。

みなし仮設の避難者は「見捨てられているのでは」と不安を感じているという。SNS、電話、会合・あらゆる手段を総動員してつながり合おう。

そして、これからは他の被災地との連携がますます重要。過去の被災地は、ほろ苦い失敗の宝庫（アーカイブ）だから、ぜひ我が事として学び、利用して欲しい。

<5> 仕組みに向き合う（制度活用と制度改善）

熊本地震では被災ローン減免制度や ADR、そして復興基金を活用した宅地復旧支援など、新しい被災者支援の仕組みが生まれている。とても役に立つ。

でも「制度を知らないのは、無いのと同じ」。制度を知って、そして徹底的に使いこなそう。一人で無理なら助けてもらおう。

限界もある。しかし、それは制度が時代に追いついていないだけのこと。今の仮設や住宅補修の制度はもはや時代錯誤だ。変えよう。

災害救助法、被災者生活再建支援法、激甚法など、熊本の被災地の苦しみが次に繰り返されぬよう、制度の改善を求めていこう。

4月16日「マンション復旧も支援制度改善・事前防災から」

熊本地震から一年ということで、復旧・復興過程でのさまざまな課題が明らかにされつつあり、今朝の朝日新聞2面では、「マンション復旧手探り」と熊本市で被災した約600棟の分譲マンションの被害の実態から、修復に多くの所有者の合意を得る難しさに加え、支援態勢の乏しさや制度の不備といった課題について取り上げられていました。

複数の所有者がいる分譲マンション向けの制度は、都市部を襲った1995年の阪神・淡路大震災を機に整えられており、所有者全員の同意が必要だった全壊マンションの建て替えを、8割以上でできるようにした「被災マンション法」がその代表例です。

2011年の東日本大震災後の改正で、解体や敷地売却にも使えるようになり、熊本地震では少なくとも2例に適用されたとのこと。

しかし、罹災証明書や応急修理などの支援制度を分譲マンションにどうあてはめるかは前例が少なく、自治体が不慣れなこともあり、熊本地震で被災住民の頼りになったのは、行政よりも被災経験がある他県のマンション住民だったとのこと。

私の住むマンション防災会でも、先進的な取り組みに学びながら、備えの課題として命をどう守り、つなぐかという課題に加えて、損壊状況によって建て替えとなるのか修復可能なのか、その際どのような手続きが必要なのか「被災後のマンション再建に不可欠な、合意形成手法とは？」というテーマで復旧復興の合意形成についてのワークショップであらかじめ議論したり、法制度について学んだりしてきましたが、その対応は十分とは言えない状況です。

また、今年行われた岡本正弁護士による「マンションでこそ強みを発揮する巨大災害への『知識』の備え～生活再建・賃借紛争から要援護者の個人情報まで～」では、今の災害関連法として、被災マンション法が改正されてきているものの、多くの法律が戸建て住宅・世帯を前提としており、被災マンションの災害支援をカバーしきれないものも多く、そこを変えていくことも、必要であることが指摘されましたが、今朝の記事にも「被災マンション対策は急務だ。国は被災した住民の声に耳を傾け、マンションの実態にあった支援のあり方を検討する必要がある。」と共通した課題が指摘されていました。

今回被災した熊本のマンション住民は「普段から管理組合が自主性を持って活動することが大事だ」と訴えていることも報じられていたが、私たちのマンション防災会でも管理組合とともに、「事前防災」の重要な課題として、復旧のあり方にも取り組んでいきたいと改めて痛感させられました。

8月20日「避難所運営の『主役は私たち』」



「高知市被災者支援拠点運営管理者研修・訓練」二日目の「熊本地震、益城町中央小学校体育館避難所から学ぶ、これからの避難所の課題とできる備えとは」と題した吉村静代さんのお話を聞かせて頂きました。

吉村静代さんは、自らも避難者でしたが、避難所である益城中央小学校の体育館では、約400人の被災者が雑魚寝をして足の踏み場もなかった状況を、みんなで通路と寝る場所に区切りをし、余震が来た時に逃げられるように区画整理をするところから、始めるなどのリーダーシップを発揮された方でした。

吉村さんは、「明るい避難所をめざす」ために、「支援する側と支援される側の関係を良くする」「知り合いでない避難者同士でつながれる関係づくり」「子どもたちの落ち着きを取り戻すため子どもたちと向き合う専任者を配置」「プライベートスペースについても、そこに引きこもってもらっては困るので日中は開けっ放しとしていた」「行政支援のありかたについて理解し、本来業務に戻って頂き、6月20日から自主運営を行う」ことで、避難生活の中で日常に返していくための取り組みを行ったとのことでした。

避難所には、コミュニケーションのできる安らぎの場所を設置したり、役割分担をするのではなく、できる人が、できることを、できたしこ（できた分だけ）担ったり、避難所からの入退室においては、必ず挨拶を心がけるなどして笑顔の絶えない避難所を築いていったことなど避難所運営の主役は避難者自身であることに改めて気づかせて頂く、随分参考になるお話でした。

学校再開に向けて8月18日には、避難所の閉所を願い出て、仮設団地などに移っていききましたが、そこでも繋がりということを心がけておられるとのことでした。

吉村さんは避難所閉鎖にあたって、「仮設住宅では、避難所で培った強い絆、明るく風通しの良い生活をさらに広げていきたいと思っています。そして、いずれ公営復興住宅や自宅再建という流れの中で避難所、仮設住宅で培ったコミュニティが活かされる事を願って活動してまいります。さらに、避難所～きままに～を「益城だいすきプロジェクト・きままに」としてコミュニティ形成・自立支援・心豊かな安心のまちづくりの活動を展開してまいります。」と挨拶されています。

とにかく、日頃から人と人との繋がり・コミュニティを構築しておくことが、避難生活を明る

いものにしていくことになることを実践の中から学ばせて頂きました。

8月28～30日「被災者一人ひとりの人間らしい復興へ」

日本住宅会議2017サマーセミナー「熊本地震の被害と復興」に参加のため、昨日まで3日間、熊本県に行ってきました。

下記のような日程で、被害状況や課題、被災地における仮設団地、みなし仮設、災害公営住宅について、被災者が抱える課題、復興過程で生じている「復興災害」、復興に向けた支援制度や支援の仕組みのあり方など、約16ヶ月が過ぎた被災地・被災者の今から多くのことを学ばせて頂きました。

災害は、地震という一つの原因で発生しているが、それによって壊され、影響を受けた被害は、一人ひとり違っており、その被災生活、復興のあり方も一人ひとり違っているということを受け止めて、その人権が尊重される復興過程があるべきなのだろうということを感じさせられました。

第1日目

記念講演「熊本の地域課題と地震」中島熙八郎（熊本県立大学名誉教授）

基調報告「熊本地震の被害状況」柴田祐（熊本県立大学教授）

各地の被害について

報告①「西原村の被害と復興の取り組み」内田安弘（西原村副村長）

報告②「マンション被害の状況」片井克美（新建築家技術者集団福岡支部）

報告③「文化財等の被害」磯田節子（熊本高専特命客員教授）

報告④「大分県内の被害について」川田菜穂子（大分大学准教授）

第2日目 現地見学

益城町木山地区、中心市街地、役場付近などの見学。

益城町テクノ仮設団地（みんなの家）において、仮設団地、みなし仮設、災害公営住宅について
益城町から説明の後、団地内の見学

西原村小森仮設第2団地の集会場（みんなの家）において、仮設団地、みなし仮設、災害公営住宅について、西原村副村長から説明の後、団地内の見学

南阿蘇村黒川地区で、南阿蘇村職員から説明

第3日目 シンポジウムⅠ「被災者はいま」

①「被災者の置かれている現状」高林秀明（熊本学園大学教授）

②「益城町地域支え合いセンターの活動から」江崎太郎（よか隊ネット熊本）

③「在宅被災者の状況」佐伯謙介（ひとちいき計画ネット）

④「みなし仮設住宅の現状」高木久夫

シンポジウムⅡ「復興に向けて」

①「県道4車線化問題」前川賢夫（益城・四車線化を見直そう会）

②「住宅復興・再建の課題」鹿瀬島正剛（弁護士・熊本弁護士会）

③「被災者一人ひとりの復興にむけて」津久井進（弁護士・日弁連災害復興支援委員長）



二日目は、益城町、西原村、南阿蘇村の現地見学をさせていただきました。

被害の大きかった家屋が集中していた益城町中心部の家屋も公費解体によってほとんど撤去され更地になっているところが多く見受けられました。

道路上などには、地盤のズレ等が見受けられる箇所も残されていました。

益城町には、町内18カ所1562戸の応急仮設住宅がありますが、中でも最も大規模なテクノ



仮設団地を訪れ、住民生活の再建と安定や災害公営住宅の整備計画等についてご報告をいただきました。

この団地にはイオンのプレハブ店舗や、益城町仮設店舗商店街もあり、バスの運行も行われています。

地域支えあいセンター等の支援体制についてもご報告いただきました。

午後からは、西原村小森仮設第二団地において仮設団地、災害公営住宅等についてお話をいただきましたが、ここでは、木造の仮設住宅も提供されており、将来的には木造仮設は災害復興住宅に転換することも考えられているようです。

仮設のトイレの扉は内開きか外開きかや、室内もバリアフリーというがどの程度バリアフリーか、玄関同士を向き合わせるような配置はないのか、木造仮設の基礎はなぜ木ぐいじゃないのか、相馬の災害公営との比較などなど、私は普段あまり考えていない事柄の質問が飛び交い、新鮮でした。住棟間隔が広いことをもっとアピールすべきだと

の意見もありました。

最後に、東海大学の学生たちが犠牲になり、阿蘇大橋も落橋するなど人的にもあるいはインフラ的にも大きな被害が発生していた南阿蘇村を訪ねて説明をいただきました。

集団移転の話もあったようですが、合意は難しいとのことで、復旧復興にも大きな課題を抱えられているように感じました。

27日に、応急復旧工事が終わり開通したばかりの長陽大橋ルートを渡って熊本市内へと帰ってきました。

最終日には、被災者の今について支援者や当事者からの報告を受け、30分の休憩の後、午後からは、復興に向けた三本の報告を受けました。

それにしても、熊本での被災者からの法律相談を受けてきた経験からの住宅復興、再建の課題について報告された鹿瀬島弁護士と災害復興法と災害救助法を巡る課題や問題点から被災者一人ひとりの人間らしい復興のあるべき姿についての津久井弁護士のお話しは、もっとじっくり聴かせて頂きたい内容でした。



2 こどもの貧困対策・虐待予防についての調査研究

5月7日『こども食堂』でつながる地域、子ども、多様性、人権」

子どもに食事や居場所を提供し、地域と子どもを結ぶ「こども食堂」への理解を深めるシンポジウム「広がれ、こども食堂の輪！全国ツアー in 高知」が県立ふくし交流プラザで開かれていたので、参加してきました。

今回の全国ツアー in 高知は、こども食堂の取り組みを通じ、県内の子どもを取り巻く現状や課題を理解し、今後どのような取り組みが必要なのかを考え、地域の子育て支援関係団体・個人だけでなく、住民同士がともに支え合う仕組みづくりを支援する関係団体等とのネットワークづくり、また、そうした活動を支援する法人・企業等との幅広いネットワークを構築することを目的に実行

委員会と高知県社会福祉協議会の共催で、開催されました。

会場には実践者、これから取り組みたいと準備されている方、そういった方たちを支援する立場の行政関係者や福祉関係者がたくさん参加されていました。

子ども食堂の開設や普及の先頭に立ってこられた「地域の子どもの地域で見守り地域で育てる」をコンセプトに活動をされているNPO法人豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク理事長の栗林知絵子さんの基調講演では、栗林さんが取り組み始めたきっかけなどからあらためて「子ども食堂」が、食を通じて人と人が、人と地域がつながり、孤立しがちな家庭が地域と繋がる場になっていることを実感させて頂きました。



分科会では、支援を実践している講師とともに、子ども食堂や子どもの居場所の作り方、学校での取組、子どもの現状、フードバンクの活動といった多様な学びができる6分科会に分かれていましたが、私は「学校とつくる子ども食堂」と「地域でつくる子ども食堂」の分科会に参加させて頂きました。

学校と連携し、学校内の家庭科教室を使って朝食を食べたい子どもたちに提供している鳴田地区民児協の取り組みでは、「遅刻する子どもの約7割が朝ご飯を食べていない、朝ご飯を食べていないからお腹が空いて、早くから学校に行って友だちを遊べない」という実態を知るところから、スタートして準備段階から、現在の運営状況など非情に参考になりました。

また、安芸市の団地で行っている「こども食堂くるり」は、まったく一人で始めた取り組みから「食べることは生きること 食卓を分かち合うことはあなたの命(=人生)を応援するよ!という無言のメッセージを原点」に「人は人の中で人となる。おせっかいが世界を変える」との思いで、頑張られていることに、背中を押された参加者の方も多くいたのではないのでしょうか。

県は、子ども食堂の運営を支援する「子ども食堂支援基金」を創設し、小学校の校区(県内192)全てに一つ以上設置することを目標にしてその立ち上げや運営のサポートをしていくとしています。

社会活動家の湯浅誠さんは、「子ども食堂は『子ども専用食堂』ではない。あなたの居場所だ」と言われています。

子ども食堂を通じて、お互いが置かれた経済環境に関わりなく、安心して集える「居場所」について考え、つくることに一歩踏み出せるよう、実行に移す際のハードルを低くするための行政支援のあり方を考えることができました。

5月20～21日「児童虐待の予防・対策には支援者と援助対象者間に信頼関係を」

20日は、児童虐待防止の啓発・研修活動に取り組む「認定NPO法人カンガルーの会」の総会と研修会に参加し、21日は「子育て支援ネットワークほっとぽーと高知」で他県でおきた児童虐待重症事例検証報告をもとにした、事例検討勉強会に参加してきました。

事例検討会では、支援活動のありかた、援助の対象者が抱える課題や背景などについて、事例検証報告をもとに意見を出し合いましたが、いろんな気づきで最悪の事態を招かないための支援のあり方、援助対象者への寄り添い方など考えさせられました。

事例を提起して頂いた中島弁護士から「見なければならぬことが、見えにくくなってしまふこと。聞くべき事が聞こえにくくなってしまふこともあるので、それを事例検討を参考に整理して支援していくことにつなげて頂けたら」とのアドバイスもありました。

いずれにしても、そこまで、至ることの背景を考えたら、育児をする前の妊娠期からの支援のあり方など、予防の取り組みの重要性を改めて痛感しました。

そして、カンガルーの会研修会で伺った「子育て混乱に陥った親を責めるのではなく、隣人として親子をあたたく包む存在となり、私たちの住む地域をやさしい場所にしていくこと」が求められているのだなと感じたところです。

また、カンガルーの会の澤田理事長（医師）がお話しされていた「どんな素晴らしいカウンセリングがされても信頼関係がないとだめ」ということが、支援者の側に求められているということも痛感させられました。

8月18日「児童虐待は、予防で減らす子育て支援を」

児童相談所が昨年度に児童虐待の疑いがあるとみて対応した件数は12万件を超え、26年連続で増加し、最多となりました。

高知県では、291件で、過去最多だった前年度379件から88件減少しています。

虐待内容で最も多いのは心理的虐待で113件、身体的虐待が72件と大幅に減少し、ネグレクト（育児放棄）は99件へと増加しています。

高知新聞によれば、県は、「数字としては減っているが、厳しい環境に置かれた児童が潜在的にいると認識している。虐待を潜在化させず、社会全体で子どもや保護者を支える取り組みをさらに強化したい。」としています。認定件数は氷山の一角ではないでしょうか。

潜在化させないことも必要だが、私も会員となっている児童虐待の予防や子育て支援に取り組む認定NPO法人「カンガルーの会」が、訴えてきた「妊娠、出産、育児」の過程での支援によって予防することがより重要になっていると思います。

今年も、7月22日には「認定NPO法人カンガルーの会」による子育て支援研修会に参加しましたが、多くの参加者が、いろんな事例から、子どもや親との向き合い方で親子に対して敬意を払って向き合うことの大切さなどについて、学び合っていました。

「カンガルーの会」では、7年前から高知県内で保育士や保健師、民生委員、行政関係者らを対象にした虐待予防研修会を計約150回開き、延べ1万人近くが受講。地域住民対象の研修も毎年6回開き、延べ約1500人が参加されています。

研修会の講師を務めるカンガルーの会の医師、保育士、臨床心理士、保健師、児童指導員ら18人が実体験を基にそれぞれの分野の役割などを、保育士や保健師、地域住民などを対象に刊行した手引書「子ども虐待予防 指導者養成の手引き」もさらに、活用頂く中で、虐待予防の取り組みが広がり、虐待のない社会を目指していきたいものです。

1月5日「施設内虐待の根絶を」

今朝の高知新聞に、2016年度に県内で福祉施設の従事者や家族から虐待を受けたと市町村が認定した障害者（18歳以上）の人数などを公表したとの記事が掲載されています。

全体では前年度比7人減の13人ではありますが、1人が従事者、別の1人が家族からいずれも「生命・身体・生活に関する重大な危険に相当する虐待」を受け、もう、1人は従事者から性的虐待を受けたということです。

福祉施設の従事者が虐待を行ったとする相談や通報は33件（前年度比13件増）で、家族ら養護者による障害者虐待に関する相談や通報は30件（前年度比4件減）となっています。

県は「死亡事例はない」としているが、「どのような虐待があったかを説明すれば、施設や被害者が特定される恐れがある」として、重大な虐待も含めて内容をいずれも明らかにしていません。

私が、平成24年9月定例会の予算委員会で、児童養護施設での施設内虐待「セカンドアビューズ」の問題を捉えて質問したことがありましたが、その際の県の考え方として「施設名を公表した場合には、虐待を受けた子供だけでなく、入所している他の子供たちを含めて、回りから何らかの

言葉がけをされることや、それまでと違った対応なども考えられ、心理的な影響が心配されることなどから、施設名は公表しない。」という考え方でした。

毎日新聞によりますと、家庭内虐待などで児童福祉施設や里親家庭に保護された児童への虐待が、2014年と15年の两年度に計144件あったことが、児童相談所が設置されている69自治体への取材で分かったとのことでした。

表面化しにくい施設内での虐待は09年度から早期発見の仕組みが制度化され、69の都道府県や政令市などに公表が義務付けられたが、16県市は一度も件数などを公表していないことも判明しています。

障害者施設や児童養護施設など施設の種別なしに、施設内での入所者の人権が尊重され、施設内虐待などが起きることのないような取り組みに全力を挙げてもらいたいものです。

3 生きづらさ克服に向けた取り組みの調査研究

4月23日「あまりの生きづらさ化学物質過敏症への理解を」

「化学物質過敏症・ゆるゆる仲間」の方からお話を聞かせていただくため、丸の内緑地で開催されていたアースデイズの会場に足を運びました。

さまざまな種類の微量化学物質に反応して苦しみ、重症になると、仕事や家事が出来ない、学校へ行けない…など、通常的生活さえ営めなくなる、極めて深刻な“環境病”である化学物質過敏症に苦しむ患者会の皆さんが、パネル展示をしながら、参加者の皆さんに理解を求められていました。

患者会の皆さんは、50数名だが潜在的な方は、県内に多くいらっしゃるでしょうし、全国ではNPO法人「化学物質過敏症支援センター」によると、推定患者数は全国で70万人～100万人を超すとされています。診断とアドバイスができる医師が中四国でお一人（国立高知病院）ということもあって、県外から移住されてこられる方も多いようです。

お一人お一人の症状が違い、その対応・対策も違っているが、予防措置として、何らかのできる可能性があるのではないかと、ということでもいろんな課題を聞かせて頂きました。

災害時のことを考えれば、避難所での過ごし方などでも大きな課題と向き合わざるをえません。

あちこち相談に出かけたくても、会う人の柔軟剤臭が苦しいし、建物内の空気環境も問題で、相談すらできない方たちもおられるようです。

そんな中で、「話を聞いて、一緒に考えてくれる窓口」が県下にいくつかあるだけでも助かるということが切実に訴えられていました。

いろんなことに気づかせて頂きましたが、早めにこの病気に予防・対処するためのネットワークに辿り着いたら改善にもつながるのではないかと、そんなことを考えさせられました。

その後も、話し合いを重ね、9月定例会において、県の考え方を質しました。

9月18日「多様な人々が、生きやすい地域を考える」

今年の酒害サマースクールでは、県立南中・高校漫画研究部が作成したアルコール依存症のパフレットが参加者全員に配布されるなど教育との連携にも取り組まれていることが分かりました。

さて、森川すいめい（みどりの杜クリニック院長）氏の記念講演「なぜ、生きやすい地域のひとたちは、ひとの話をきかないのか？」は、かつて私も議会質問（平成26年2月定例会）で引用した徳島県旧海部町の現地調査を行った岡檀さんの「生き心地の良い町 この自殺率の低さには理由がある」という著書に影響された森川先生の自殺希少地域の特徴の主観的まとめによるもので、考えさせられることの多かった講演でした。

途中で、体験させて頂いた「語る安心安全の場づくり」も良かったと思います。

自殺希少地域の主観的とりまとめに綴られたキーワードは次のようなものでした。

- 人生いろいろあるもんだ、から始まる
- 普段はゆるやかなながら、何かあったらすぐ動くことができる（即時支援）
- できることはする、できないことは相談する
- 心理的連続性のあるチームがある
- 困りごとは即、今、助ける
- 申し訳ないとおもうひとが少ない
- 本人たちの声が大事にされて組織が変化していく／意思決定は現場で
- 柔軟かつ機動的
- 透明性
- ならうよりなれる（トライアンドエラー）
- 助けっぱなし助けられっぱなし・あげっぱなしもらいっぱなし
- 排他性が少ない。多様性に慣れている（ポリフォニー、ホライゾン）。偏見が少ない
- 精神の病は、ひととひとの間にある（診断はいったん脇に置く）
- 自分のことを大事にできている。ゆえに、ひとのことを尊重できる
- 相手は変えられない（他者性の尊重）
- 私がどうしたいのか
- ダイアログな会話
- 安心安全は第一
- 子どもがとても大切にされている
- なるようになる、なるようにしかならない



そして、それがフィンランドで生まれたオープンダイアログとの共通性があるということでその7つの原則を示して頂きました。

- すぐに対応する
- ソーシャルネットワークの視座（たくさんの人とのかかわり）
- 柔軟かつ機動的に（相談の敷居の低さ）
- 責任を持つこと／持てること（私の）
- 心理的連続性（心でつながっていく）人が多様であることを知る・包摂性
- 不確かさへの寛容（不確かな未来に寛容になっていく）
- 対話（聴くと話すを分ける、相手のことを尊重していくことから始まるのが対話）

この原則が守られていると、ひとのところが守られていることになるということでした。

森川さんは著書で「自殺希少地域では、住民に何か問題が起こるのは当たり前と考え、問題があったときは、できることは助けるし、助けられなければ誰かに相談する。」ともあるが、先生の主観的まとめとオープンダイアログの7原則を自分たちで、地域で考えあってみたいと思いました。

11月11日

「中国残留孤児を生み、苦しめた戦後政治の責任と私たちの取り組みが問われている」

「日中国交正常化45周年・中国残留邦人新支援法成立10周年記念の集い」には、残留孤児・婦人をはじめ中国帰国者や支援者ら約130人が参加し、神戸大学大学院の浅野慎一教授の「中国残留孤児がたどってきた道と日本社会に問いかけたこと」と題した講演に耳を傾けました。

「残留孤児は、本当に戦争の被害者なのか？」「日本に帰国した残留孤児を苦しめたのは、本当に言葉と文化の壁だったのか？」それだけではすまされない多くのことを改めて学ばされました。

次に、要約してみました。

①ソ連侵攻の際に、なぜ、開拓移民に事前に情報を知らせ、避難させなかったのか？

ソ連との国境付近にいる開拓移民が避難開始すると、ソ連軍侵攻のきっかけになる可能性があるからということで、開拓移民には情報を一切秘匿し、「静謐確保」をした。開拓移民は、関東軍の作戦に必要な「静謐確保」のための「生きた案山子」であった。

そして、ソ連軍侵攻の最前線に、無防備で置き去りにしたのである。

②「逃避行・難民生活」を送ることとなったのは、1945年8月以降、日本政府は難民を日本に帰さず、中国東北地方に土着させる方針であったことが、大本営や外務省などの資料で明らかになっている。

③「集団引き揚げとその終結」として、1946年5月日本への引き揚げ事業が開始されたが、多くの困難性が伴い、全員の引き揚げが完了していないにもかかわらず、日本政府は子供達の搜索・引き揚げに取り組みず、1958年には、日本への引揚事業を打ち切った。

近年の研究では、引揚事業を打ち切ったのは、中国政府ではなく、日本政府の側であり、中国政府による引き揚げ・帰還への協力メッセージも黙殺した。

中国に取り残されていた日本人の子供達は、日本に帰れなくなり、「残留孤児」になったのであり、残留孤児を生み出したのは、直接には戦争ではなく、戦後の引揚事業の遅延とその打ち切りであったと言わざるをえない。

④1972年、日本と中国の国交が正常化して以降の「肉親捜しと永住帰国」に関する問題点として、日本の厚生省や北京の日本大使館に、多数の残留孤児から肉親捜し・日本帰国を求める手紙が寄せられていたが、日本政府はそれらをほとんど無視し、肉親捜し・日本帰国に消極的、むしろ妨害とすら思える対処をしてきた。

- ・肉親捜しの訪日調査参加の厳しい制限。
- ・肉親判明後の帰国許可の困難性。
- ・残留孤児の二世、配偶者の同伴帰国の厳しい制限。

これらの帰国制限・妨害が完全に廃止されたのは、1994年頃で、残留孤児の帰国が大幅に遅延し、帰国時はすでに40～60才代で、帰国後も安定した就職日本語習得は困難、貧困な生活が強いられた。

⑤残留孤児を「戦争によって生み出された戦争被害者」とみなすだけでは不十分であり、残留孤児の被害は、1958年の引揚事業打ち切り、1972年の日本国籍剥奪、1994年まで帰国妨害政策など戦後の日本政府（国民主権・民主主義）の政策が生み出した、新たな被害と言わざるをえない。

だから、残留孤児問題を「語り継ぐべき戦争の記憶」としてのみ捉えると、戦後の日本政府の責任、問題の本質を見逃すことになる。

戦後日本の民主主義、主権者・日本国民一人一人の責任が問われている。

私達と残留孤児：ともに日本の主権者・日本国民として、今／ここで責任をもって解決すべき戦後民主主義の課題であることと、日本と中国の民衆が、国籍の違いを越えて相互理解を深め、平和な日中関係・国際社会をいかに作り上げていくのかという課題である。

⑥「言葉・文化の壁」の問題だけに視野を閉ざすのではなく、残留孤児を一人ひとりの生きた人間として、その生活・歩んできた人生をまるごと、歴史的・社会的な背景まで含めて理解することが大切。



歴史・社会・政治・行政・国際平和の問題にまで踏み込んで考えるべき問題で、「中国残留孤児がたどってきた苦難の道を通して、日本社会に問いかけたこと／今なお問いかけていること」

以上のことを踏まえて、新支援法から10年経て、残留孤児とその配偶者の高齢化や二世の支援のあり方など、取り組むべき課題をいかに顕在化させ、具体化していくのかが問われていることを考えさせられました。

11月19日「誰もが『隣人』でいれたらいいね」

人権啓発研修ハートフルセミナー映画「隣人」上映会と映画企画者の稲塚由美子さんの講演会を聴講してきました。

映画は、児童養護施設「光の子どもの家」では、様々な事情で親と一緒に暮らせない子どもたちが「親代わり」の保育士と生活を共にしており、マリコさんが担当しているムツミとマリナの日々の暮らしの積み重ねを中心に描かれています。

しかし、一緒に寝たり、絵本を読んであげたり、おんぶしてあげたり、しっかり抱きしめたりという日常、この一緒に暮らしているということそれ自身が、どれだけ大切であるかということに映画を観てるうちに気づかされます。

いつもそばにいて愛してくれる誰かがいるから子どもは育つことができる、そしてその側にいてくれる人が、その子どもをまるごと受け止め大切にしてくれたら、子どもは幸せでいられるのではないかと感じさせられます。

何らかの事情でそうしてもらえなかった家族と絆を取り戻そうとしたりする姿にもいろいろと考えさせられます。

「どんなムツちゃんも好き」という保育士マリコさんの言葉が、いろんな子どもたちに向けられたら、そう思ってくれる人が隣にいたら、子どもは、生きていけるのだろうし、それは子どもだけでなく、この社会・地域の中で、そんな「隣人」がいてくれたら、誰もが生きやすさを感じていられるのだろうと思います。

今の日本は、児童養護施設に限らず、あまりにそのようなことが失われた生きづらい社会になってしまっているから。

そんなことに気づいた人から、地域の中で、生きづらさを感じている子どもやおとなたちの「隣人」になって一緒に暮らして行けたらよいと考えます。

12月5日「『匿名報道』で『生きた証』を消されてはならない」

精神障害者家族会連合会「四国ブロック大会」に参加し、「津久井やまゆり園事件－匿名報道から考える」と題した、元「津久井やまゆり園」職員で専修大学講師の西角純志さんの講演を聴かせて頂きました。

昨年7月26日未明、神奈川県相模原市にある知的障害者施設「津久井やまゆり園」で入所者など46人が次々に刃物で刺され、入所者19名死亡、職員を含む27名が重軽傷を負うという大変痛ましい事件が起こったことは、皆さんの記憶にも鮮明に残っていることだと思います。

西角氏は、「通常の事件では、被害者の氏名は、安否情報も含め警察によって「実名発表」として公表される。そして報道機関が、被害者や遺族の意向を踏まえ「実名報道」にするか、「匿名報道」にするか判断するのだが、今回の事件は、警察発表そのものが「匿名発表」なので犠牲者についての情報がほとんど出てこないのである。事件発生から1年を控えた7月24日、相模原市内で「追悼式」が行われたが、犠牲者の氏名が読み上げられることも遺影が飾られることもなかった。」と報告されました。

今回の事件では、「犠牲者19名は、語られない人、語るに足りる人生がなかった人とされてい

る」ということを、私たちは真剣に捉えなければならないと感じざるを得ませんでした。

「遺族の感情を考慮し、氏名を公表しないという警察の「匿名発表」もこれを裏打ちしており、彼ら／彼女らは殺害される以前から語るができない人にされていたのではないか。記号としてしか処理されていない今回の事件を見て当惑するのは私だけではないはずである。不条理にも命を奪われ、家族によっても封印され、また社会や歴史によっても忘れられようとしている津久井やまゆり園の犠牲者たち。



犠牲者一人ひとりの人生は、ボランティアを含め多くの人たちの心に刻まれているはずである。津久井やまゆり園の元職員としてできることは、犠牲者の「声なき声」を拾い集め記録に残すことではないか。「生きた証」を残すということは「障害者はいなくなればよい」という主張に対する社会的アンチテーゼになるからである。それは、「事件を風化させない」、「犠牲者を忘れない」ということにも繋がる。今後は、「匿名裁判」が予想されるが、裁判における証言として「生きた証」が意味を持つことにもなるとも考えられる。」との訴えと真摯に向き合うことで、事件の背景にある優生思想とヘイトクライムの問題、そして、匿名報道、共生社会をキーワードにしながら、施設と地域との共生の在り方について、考え続けることになるのではないかと痛感させられました。

12月10日「水俣病は終わっていないし、風化させてはいけない」

県民文化ホールで開かれていた高知から水俣を考えるための映画鑑賞や患者さんからの訴えに耳を傾けてきました。

時間の都合で、映画「水俣病—その20年」（1976年）を鑑賞してから、小児性水俣病の認定患者である岩本昭則さんと、妻の敬子さんのお話を伺いました。

43分間の映画は、「なぜ、有機水銀中毒はここ水俣に初めて出現したのか」と、不知火海周辺の地図の映像とナレーションの問いかけで始まり、原因企業チッソ水俣工場と周辺の水銀分布図、発生当時の地元住民の回想、患者の症状例、患者と向き合わないチッソの姿勢、漁ができなくなった水俣の海、原因究明の経過、胎児性患者の確認などなど、水俣病発生から20年の歩みをナレーションを交えて説明されるもので、会場参加者の多くを占めていた水俣病を知らない大学生の皆さんでも、その経過や背景がよく分かるものであったと言えます。

そして、NPO法人水俣病協働センターに属しながら「ほたるの家」を中心に岩本さんご夫妻ら水俣病患者の支援をされている谷由布さんと岩本さんご夫妻の、お話を聞かせて頂きました。

岩本さんは、子どもの時にはイジメに遭い、水俣から関西に就職しても病気のことがついて回り、差別と偏見が怖くて、会社の人などには伝えられず、自分の心を隠してきたが、「水俣病 民衆史」とい本の中で、自分の幼いときのことが書かれていたことを知り、それがキッカケで60年の沈黙を破ることができたそうです。

しかし、風化が始まろうとしている中で、そうならないためにいろんな取材にも応じてきた。再婚した妻の娘さんも、県外で暮らすのに水俣出身と言うことを隠してきたことも述べられていました。

「間違いに気づいたら勇気をもってとめることが大事で、イジメのない世の中にしていきたい。いじめた人の記憶には残らないかもしれないが、いじめられた人はいつまでも記憶に残っている。無知であることから、差別と偏見は生まれる。」という結ばれた言葉に60年経っても水俣病は終わっていないことを痛感させられました。

やっと今年8月16日、水銀の環境への排出を防ぐための国際ルール「水銀に関する水俣条約」が発効したばかりです。

採択に際しては、世界最大規模の有機水銀中毒事件「水俣病」の被害を繰り返さない決意を込めた日本の提案で、条約名に「水俣」の地名が冠されました。

福島原発事故など、今に繋がるこの水俣病と資本の都合が優先される社会のあり方を是正することが求められていることを痛感させられました。

12月22日「『生きづらさ』を生きる人たちに寄り添うために」

19日付の毎日新聞高知版に記事として取り上げて頂きましたが、日頃からお付き合いのある社会的ひきこもりの支援者「やいろ鳥の会」の皆さんと高知市社協の生活相談支援センターの皆さん、そして「ライフアート」（京都市）「京都オレンジの会」の山田孝明代表らとの意見交換会が18日にありました。

会では、ひきこもる20代男性を支援する社協職員の抱えている課題をケースとして、意見交換をさせて頂きました。

いつも「大丈夫だよ。一緒に生きていこうよ」というメッセージを届けられている山田さんや当事者が通う居場所を開設するやいろ鳥の会坂本会長からは、「語りたくない苦悩、思い出したくない苦悩を聞くという現場を知らずに、話はできない。回復する過程はそれぞれが違う。窓口の人が、それを知っているとそうでないとは違う。知っていれば伝える力が違うと思う。成果を求めず、現状から後退させないという思いで接している」などの関係を当事者につくることなどがアドバイスされました。

また、山田さんに同行されていた当事者の男性からは「母親に攻められると『心のエネルギー』が失われる。『仕事どうする』などの『意味のある会話』より、雑談など『意味のない会話』が無条件で話せる人や空間がほしい。」との心情も聞かせて頂きました。

短い時間ではありましたが、すごく有意義な時間でした。

12月25日「アイヌ民族の尊厳と歴史に学ぶ」



講師の阿部ユポ（北海道アイヌ協会）さんの「イランカラプテ（こんにちは）」から始まった講演会「アイヌ民族の尊厳と歴史に学ぶ」に参加していました。

このようなテーマで、直接アイヌの方のお話を聴く機会は、正直初めてでもあり、貴重な機会となりました。

阿部さんの語られるアイヌの歴史、この国が北海道にたいする植民地政策を行う歴史的経過のなかで、アイヌ民族を強制的に日本人として同化させる政策を徹底的に貫いてきたことをはじめとしてアイヌの人たちに何をして、人権差別撤廃条約を批准して以降も何をしてこなかったのか。

阿部さん自身が40歳になるまで、アイヌであることをカミングアウトして生きられなかったことなど、本当に何時間あっても語り尽くせない思いを、私たちはほんの僅かの時間しか聞くことができませんでしたが、改めて学び続けることの必要性を感じました。

未だに、生活のいろいろな面で、差別や格差が残る中、社会的・経済的地位の向上を図るための総合的な施策の推進が図られなければなりません。

先住民族や少数民族の人権と文化を守る動きが世界の趨勢である中、日本にアイヌ民族がいることを認識・理解し、アイヌ民族の歴史を日本の歴史のなかで正しく位置づけ、日本における民族問題をともに解決していくことが、向き合い続けなければならない課題であることを学びました。

1月12日『差別解消三法』の活用と具体化で人権尊重を」

第10回部落解放・人権講演会で、谷元昭信先生（関西学院大学・大阪市立大学非常勤講師）の「真の連帯を求めて―部落解放への展望～「差別解消三法」と積極的活用への課題からの考察」をテーマとした講演を聴かせて頂きました。

『差別解消三法』と『部落差別解消推進法』成立経過への考察では、「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」の比較から、「差別解消三法」の個別特徴と問題点を指摘され、これらの法律を具体的に活用し、内実を作り上げていく当事者運動・市民運動の広範な取り組みが不可欠であることが強調されました。

『部落差別解消推進法』制定に至る歴史的経緯と背景から「部落差別解消推進法の節局的活用の課題」の項では、明治以降150年間の部落差別解消過程を捉えたときに、2/3の100年間近くは「社会的容認・黙認」の状態であり、改めて、今回の法制定を世界人権宣言採択70年の今年から、本気で活用していくことが問われていると言えます。

「部落解放への展望は根源的民主主義の実現」であることが問われている中、「民主主義の原理における三大原則」として「平等の原則＝機会の均等、結果の平等、政治の平等、経済の平等、社会の平等」「参加の原則＝政治参加、参政権、日常生活圏域における意志決定への参加」「自治の原則＝住民自治（自分たちのことは自分たちで決定する）、地方自治」をしっかりと踏まえて、「部落解放運動における民主主義実現への歴史的任務」として、「部落問題解決の取り組みを常に他の困難を抱えた人たちの問題解決へと押し上げていく日常的な取り組みにすること（「ソーシャル・インクルージョン」の視点の堅持と「人権のまちづくり」運動の推進）」「平等の原則を徹底的に貫く「人権の法制度」確立をめざし、積極的な政治参加のあり方を追求すること」「民主主義の理念の貫かれた人権教育・人権啓発活動を強力に推進すること（「人権とは個人の権利として表象化された民主主義の理念」との視点を堅持）」の課題に取り組んでいく決意を新たにすることの後押しをされるような内容でした。

私も、昨年9月定例会で、部落差別解消推進法の県としての具体化について、質問をしたところであるが、我々自身が、この法制定を活用した取り組みに注力していきたいものです。

1月19日『多様性に富み、生きやすい社会づくり』で自殺予防を」

警察庁の統計で、昨年の自殺者がピークだった03年（3万4427人）の6割ほどの2万1140人となり、8年連続で減少していることが本日明らかになりました。

厚生労働省の分析では、年齢別で唯一、未成年は29人増えて516人で、19歳以下の年間自殺者数は近年、500～600人ほどが続いています。

人口10万人あたりの自殺者数は前年より0.6人少ない16.7人で、統計を始めた1978年以降で最少で、都道府県別では相変わらず秋田が24.2人で最も多く、青森22.1人、山梨21.9人が続いています。

原因・動機（1人三つまで）別では、病気などの「健康問題」が最多の9894人、生活苦など「経済・生活問題」が3179人、家族の不和など「家庭問題」が2922人と続き、19歳以下では「学校問題」が152人で、「不詳」（181人）に次いで多くなっています。

厚労省は、自殺者数が減った背景について、「経済・生活問題」を理由とした人数がピーク時の4割ほどとなるなど景気の回復に加え、06年に自殺対策基本法が制定されて、各地で対策が進んできたことにあるとみられています。

なお、本県は全国でも減少率が、和歌山に次いで大きく16.6%となり、24人減の121人となっています。

以前から、自殺対策問題でご指導を頂いてきたNPO法人「自殺対策支援センター ライフリ

ンク」の清水代表は「若者向けの対策が遅れていること。命や生活の危機に直面した時、周囲に助けを求めるスキルや情報を、義務教育の中で教えていくことも重要。多様性に富み、生きやすい社会づくりが自殺予防につながる。国だけではなく、私たちひとりひとりが向き合うべき課題だ。」と指摘されていますが、そのことを踏まえた、さらなる対策とそのような社会づくりが求められています。

1月21日「子ども・若者たちの『自分なりの満足』『これでよい』を大切に」

「引きこもり講演会」では、「『生きづらさ』を生きる子ども若者たちに今私たちは何ができるのか」のテーマで鳴門教育大学森田洋司特認教授から、お話を聴かせて頂きました。

「不登校」についての話題が中心のお話でしたが、今後の取り組みとして、踏まえておきたいことのいくつかのポイントを抽出させて頂きました。

▼子ども若者たちの問題についての基本認識として、全ての子どもに配慮し、その子らしさを大切にする社会へ

社会的自立や他者への信頼・社会性などの発達に不可欠な自己肯定感の育みが必要である。

▼問題対応から支援や成長につなげる指導支援への視点の転換

▼背景に目を向ける

組織的な支援と子供の状態に応じて関係機関や NPO 専門家などと連携共同することの必要性の認識と積極性が醸成される。

▼不登校とは、多様な要因・背景により結果として不登校状態になっているということであり、その行為を「問題行動」として判断してはならない。

▼不登校児童生徒が悪いと言う根強い偏見を払拭し、学校・家庭・社会が不登校児童生徒に寄り添い、共感的理解と受容の姿勢を持つことが、児童生徒の自己肯定感を高めるためにも重要であり、周囲の大人との信頼関係を構築していく過程が社会性や人間性の伸張につながり、結果として児童生徒の社会的自立につながることを期待される。

▼自己肯定感とは、自分の中の基準に照らして自分を受容し、「自分なりの満足」「これで良い」という感覚を形成していること。

他者や社会的な基準を内在化することで獲得する優越性と切り離せないが、単なる優越性ではなく、自他に対する理解ができ、自分の否定的なところも受容しているところに違いがある。

▼諸外国と比べわが国の子どもたちは、学力がトップレベルであるにも関わらず、自己に対する肯定的な評価（自己肯定感）が低い状況にある。

将来の日本を担う子どもたちが、自分の価値を認識して、相手の価値を尊重するとともに、リラックスしながら他者と協働して、自分の可能性に積極的に挑戦し、充実した人生を歩めるよう必要な対応策を検討する必要がある。

▼これまでの「減点社会」から現存在を肯定する「加点社会」へと転換しなければならない。

人としての存在、今あるその人の存在そのものを肯定し、そこからどう伸びていこうとしているのかを褒めることによって、子どもの体力をつける。

本当の誇りと自信は、他の人と比較することでは得られない。

▼絆づくりと居場所づくりに不可欠な「ソーシャルポンド」は、従来のような集団が個人を組み込み全体化する力も重要だが、個人から社会的な場や他者へ投げかける「意味付け」の糸の束が重要な意味を持つ社会。

糸が細くなっているのが、今の社会ではないか。

仕事のしがい、成就感、それぞれの場で生きていることや存在していることの証し、自己肯定感、



生きがい、他者の評価や期待、社会的有用感などが意味を持つ社会。

▼減らない不登校と言う現象を前にして要因・取り組みの見直しが進む。

対人関係不全、学力の二分化、特別支援、虐待、家庭の状況や教育力の低下、生活利便性、生活習慣の乱れ、直接体験の欠如、社会性や公共的価値観の弱まり、義務教育の観念の揺らぎ等々が新たな取り組みの課題として登場する。

▼不登校は、もはや特定の子どもにだけ焦点を当てた支援方策では限界がある。

子どもたちの中に広がっているグレーゾーンと不登校気分（登校回避感情）にどう応えるかが問われている。

▼一人ひとりのニーズと課題に対応したソーシャルボンドの形成。

学校教育と子どもたちとをつなぐ意味付けの糸の束（ソーシャルボンド）の弱まり、切断と言う「準備状態」に「きっかけ」要因が加わり、つながりが切断されていくと言う説明モデルの「標準状態」にメスを入れることが不登校を生じさせないための重点方策となる。

▼無理をして登校しなくても良いような居場所と絆づくりが必要。

▼不登校についても、その原因の表れ方も多様である。

原因は分かるにこしたことはないが、原因探しはほどほどにしなければならない。見立ては大切だが、原因探しが二次被害につながることに留意すべき。

▼不登校支援の目標は、将来的に精神的・経済的に自立し、豊かな人生を送れるよう、その社会的自立に向けて支援することである。

これまでは不登校問題を心の問題として捉え、そこに問題を見出し、これを解決することを目的として支援・方策を立ててきた。

しかし、心の問題の背景には「進路形成の問題」がある。

「心の問題」が、どれほど深刻になっていくかは「進路形成の問題」がうまく改善できていくかどうかに関わっている。

▼自立に向けた支援の留意点として以下のことが考えられる。

○学校復帰だけを考え「学校に戻すこと」に過度にこだわったり、反対に「登校刺激」に対する過激な反応や畏れ、腫れ物に触るような対応は禁物。

○不登校の時点では、本人は精神的につらい状況にあり、一方的な登校指導のみで追い込むことは適当ではないし、本人も望んではいない。

○しかし、生徒自身の卒業後の経験や振り返っての自己評価を見てみると、学校を含めた社会的な集団会への参加に向けた支援を全く行わないのは、結果として本人の利益を損なう可能性もある。

○登校しやすい学校環境を整備し、本人の状態に応じてある程度の幅を持った時間の中で適切な登校支援を柔軟に加えていくことが必要。

○学校教育は、子どもたちを社会に繋げ、明日の社会を担う人材をはぐくみ社会へと参加させていく営み。

○不登校への支援も、社会参加と自分づくりをどう支援していくか、長い人生の中に不登校の経験をどう着地させていくのかというより大きな視点からの働きかけが必要である。

▼切れ目のない支援が必要であるアセスメントについては丁寧に行うこととここの状況に応じた組織的計画的な支援の実施へとつなぐ体制の構築が重要である。

などなど、時間の関係でいじめ問題について考えることについては省略されたが、これまでのいろいろな考え方が整理されたように思います。

1月30日「ワクワクする『トークカフェ』」

「いろいろトークカフェ」に、参加してきました。

このトークカフェは、日頃から下知地域の様々な活動に、アートや演劇の視点やキッカケを与え

て下さっている藁工ミュージアムとシアター TAKOGURA さんが主催し、高知で障がいのあるなしにかかわらず演劇作品を作ることの企画を進められている中、多くの方々と「障がいのある方と共に作るアートとは？ パフォーミングアーツを語る」ということで、対話の場を設けられたものでした。



もともとこの企画は、文化芸術活動と地域社会の関係をより豊かにしたいと言うミッションを設立当初からもつシアター TAKOGURA さんが、多様性、社会包摂、マイノリティーなどの概念を学ぶにつれ、「心身に特性や困難を持つ人たちと作品を作り、互いを刺激できれば」と考えるに至り、本プロジェクトを立ち上げたとのことで、3年計画でプロジェクトを進めているものの一つです。

日ごろから演劇に関わっておられる方々や障がい当事者の方、さらには支援をされている方やスタッフの方々10数名で、いろんな思いを語り合いました。

まず、今回の第一回目のトークカフェでは、障がいがある方とともにアートを作るときに考えられるメリットやデメリット、期待する可能性などについていろんな意見が交わされましたが、本当に多様な意見が出され、予定の時間があっという間に過ぎた感じがしました。

不勉強な私が、まず気づかされたのは、聴覚に障がいのある参加者の方が利用されていたUD（ユニバーサルデザイン）トークという言う「コミュニケーション支援・会話の見える化アプリ」で、「音声認識＋音声合成」機能を使って視覚聴覚バリアフリー機能を活用されていたことでした。

他にも、「多言語音声認識&翻訳」機能を使って多言語バリアフリー、「漢字かな変換や手書き」機能を使って世代間バリアフリーを達成できることから、いろんな窓口や避難所などにも常備されることの必要性などについて考えさせられました。

そんなバリアフリーのためのツールも使いながら、演劇などのアートをつうじたソーシャルインクルージョン（社会包摂）について考えたり、「障がいのある方と1つのものを作っていく、その過程での多様な価値観の共有等もどう得られていくのか。」「決めたことや求められたことがやれるようになりたいのか、あるいは、語り合いながら創造していくのか。」「当事者がどう思っているのかりサーチ抜きには、今後の方向性は決めていくことができない」などのご意見もありました。

やはり、参加をしたい方関わりたい方との対話を通じて、それぞれの皆さんの個性、多様性を知った上で目指すべき方向も決まっていくのではないかとそのように感じたところです。

最後に、聴覚に障がいのある方は、「このような対話の場ができること自体が嬉しくて、これからのトークの方向性でどんなことが始まるのかワクワクしている」との感想が、これからの可能性を示しているように思いました。

4 「地方創生」、移住定住などの調査研究

9月11日「住み続けたい、帰ってきたい、もっと子どもを育てたい高知をめざして」

私も理事をさせて頂いている公益社団法人高知県自治研究センターでは、2015年2月から、翌年12月にかけて、「少子化の流れに抗して」と題する連続シンポジウムを開催して、高知における地方創生のあるべき姿について学んできたことを踏まえた政策提言書を、昨日知事に手交しました。

「目指すべき高知の姿」を「高知で住み続けたいような、高知に帰ってきたいような、高知でもっと子どもを育てたいような・・・そんな高知にしたい」との思いで、「仕事」「子育て支援」「教育」「支え合いの仕組み」「コミュニティと地域づくり」の5点および「高知県



の立ち位置」について、考え方の取りまとめを行ったものです。

地方の状況は厳しいが、いまだに右肩上がりでの経済成長の時代のモノサシで価値判断をしている傾向がある。人口減少時代は成長社会から成熟社会への転換期でもあり、高知県が「成熟した地域モデル」になるための「成熟社会における地域社会のあるべき姿に向けて、豊かさをめぐるわれわれ自身の価値観と発想の転換」なども求めていく視点などについて、指摘しています。

知事からは、「共感できることがほとんど」としながらも「地方創生は、地域おこしではなく、一過性のものでもない。地域の産業戦略をきちんと立て、事業化、産業化を図る。産業構造を変えて、仕事を魅力的なものに変えないと若者の定住はありえない。」などとの考えが示されました。

いずれにしても、「仕事」「子育て支援」「教育」「支え合いの仕組み」「コミュニティと地域づくり」の5点を県の施策の中で重視していくことで、県民がこの高知で住み続けたいとなれば、おのずと移住者も増えてくることになるでしょう。

そんな高知県をお互いで目指したいものです。

9月23日「空き家問題・住宅過剰社会の処方箋を考える」

高知県自治研究センターのシンポジウム「空き家問題を考える」に参加しました。

基調講演では、「老いる家 崩れる街 住宅過剰社会の末路」との新書の著者である野澤千絵氏（東洋大学理工学部建築学科教授）が「なぜ、人は減り続けるのに、家は増え続けるのか？住宅過剰社会の処方箋」について、提起頂きました。

1973年から全都道府県で住宅総数が世帯総数を上回って以降、40年後には820万戸が空き家となっています。

さらには、15年後には3戸に1戸が空き家となることが予測される中で、売りに売れない貸すに貸せない「負資産」化する中、インフラや公共施設の老朽化も顕在化する「まちの老い」も含めて、暮らしへの影響も出始め、人口減少・空き家増加に伴う都市のスポンジ化による将来への影響が拡大するまでに住宅課乗車会における都市計画・住宅政策のあり方についても課題提起を頂きました。

住宅政策と都市計画の連携が必須であることは、よく分かりますが、高知の場合は、そこに災害リスクの回避の視点もしつかり位置づけてもらいたいものです。

「空き家トリアージ」を取り入れた「つくる」から「使う」に向けた新たなビジネスモデルの構築、空き家・空き地再利用のための条件整備を行うプラットフォーム・担い手づくり、「空き家提案バンク」などの提起もされる中で、住宅過剰社会から脱却するために、「一人ひとりが自分たちのまちへの無関心・無意識をやめる」「もう一步先の将来リスクを見極める」ことの重要性が提起されました。

その基調講演を受けての野澤千絵氏、山田浩二氏（一般財団法人：日本不動産研究所）、岡本明才氏（株式会社：ライフ・カーズ）、門吉直人氏（高知市都市建設部部長）によるパネルディスカ



セッションも、有意義な意見交換が行われました。

地域でも、県内でも空き家問題としっかり向き合う視点を頂けたような貴重なシンポでした。

5 新エネルギー、脱原発政策についての調査研究

4月20日「県施設の契約電力はほぼ新電力」

昨年、高知県庁なども25施設で電力購入契約していた新電力大手の日本ロジテック協同組合が電力販売から撤退し、その後どのような状況になっているかについて確認させて頂きました。

昨年の3月末で、日本ロジテックが撤退した後、随意契約できるもの以外は指名競争入札を行ったが、11施設中四国電力が落札したものは1施設のみで、しかも四国電力の応札額は予定価格と1円違いというような意図的な額となっています。

この傾向は、昨年9月に行われた入札でも同様で、四国電力が落札した施設は63施設中は2施設で、28施設では予定価格と同額か1円違いという応札額となっていました。

電気入札が競争入札になってからは、独占だった四国電力はほとんど落札出来ていないという状況で、県庁本庁舎でさえ四国電力は手放してしまっているのです。ここまでの事態は、さすがに想定していませんでしたが、新電力とは競争できないということなのでしょう。

4月22日「原発事故時に騙されないために、首長の責務も今から問う」



福島県原発時の双葉町長井戸川克隆さんの「首長の責務とは何か～あなたの町の行政は原発事故に備えていますか」と題した講演を聴かせて頂きました。

井戸川氏は事故直後、町民の県外避難を独自に決断し、役場も埼玉県に移されるなど町民を守るためにあらゆることをされました。

そして、原発立地自治体の元首長の立場から、日本政府や東京電力が地震や津波の危険性を認識しながら対策を取らなかったとして、損害賠償を求める訴えも起こされており、自身の体験からの問題点や我々高知県民が何を備えておかなければならないか強い口調で語って下さいました。

井戸川氏は、原発事故が発生した後、県民の避難行動を阻害したのものとして、「人間の手に負えない規模だったので官邸、保安院、東電と福島県は嘘をついていた」「福島県民には避難の正しい情報は出されなかった」「福島の民放テレビは初期の実写を伝えたが、その後抑えられてしまった。多くのマスコミは福島県民を避難させないで事故の希望を小さく見せた」「狂った県庁が東電の配下になって県民の権利を妨害していた」ことなどを指摘し、このことによって県民の逃げる権利が奪われてしまっていたと断じられていました。

一方、自らの失態として、「政府を信じたこと」「不正に気付くのが遅かったこと」「信念と直感を曲げたこと」を反省せざるをえないことも吐露されました。

そのような中、事前の高知県内の自治体に対するアンケートから見える原発事故への備えは、あまりにも他人事のような無責任さを感じると、そのお粗末さを指摘されました。

だからこそ、市民は自ら備えることや自治体、四国電力、伊方町などに求めることを指摘して頂きました。

私たち住民が騙されないためにも、「自ら災害に対する避難計画などを含め備えておく必要があるし、高知市を始めとしたそれぞれの自治体に対して、事故時の対処条例を作らせるなど備えておくことが必要である。さらに、四国電力に対しては、原発事故が起きたとき責任を取らせるための

契約を迫っておくこと。伊方町の都合で、原発を再稼働させたことによって、事故が起きても高知市民に迷惑をかけないことを伊方町迫っておくこと。さらには、事故によって失われたものの損害賠償を求めるための被害額を算定しておくために、自らの資産等根拠となる項目を毎年確認しておくこと。四国電力を研究し、福島のことを知り、あらゆる備えをしておくこと」を、求められました。

井戸川氏は、場合によっては、自分も住民を避難させて今の状態を強いてきたのは、自分であるから訴えられるかもしれない。そんなことを考えて真剣に向き合わなければならない覚悟が自治体首長に求められており、けして他人事ではないことを肝に銘じた姿勢が求められているとも指摘されました。

今、伊方原発再稼働と向き合っている県知事をはじめとした県内自治体首長にそれだけの覚悟と姿勢があるのか、改めて、問うてみなければならないのではないかと感じた迫力のあるお話でした。

9月1日「議員も映画『日本と再生』で自然エネルギーの可能性に学ぶ」

県内で上映会運動が始まっている映画「日本と再生 光と風のギガワット作戦」の上映を、県民の会主催で、県議の皆さんを対象に、開催させて頂きました。

私も、事前の上映を見て、ぜひ多くの同僚議員にも観て頂きたいとの思いで、自然エネルギーのあり方についての勉強会ということで企画させて頂いたものです。



弁護士・河合弘之は、20年来自然エネルギーならこの人と信頼してきた飯田哲也とともに、自然エネルギーの歴史を切り拓いたパイオニアを訪ね歩き、自然エネルギーの最前線で挑戦する人々を訪ね歩き、「自然エネルギーで十分にやることが分かる映画を」との思いで、つくられた映画は、非常に説得力のあるものとして描かれていました。

本作は、今この瞬間に起きている世界のダイナミックな変化を描いており、自然エネルギーが実用化していることはもちろん、これほどまでに急速に普及し、大きな変化を起こしている現実とこの国がその流れに大きく遅れを取っていることに驚くしかありませんでした。

県民の会、共産党会派だけでなく自民党会派からも参加して頂き13人の同僚議員に鑑賞頂き、エンディングでは拍手も起き、「良い映画だった」とのお声をかけて頂きました。

11月9日「送電線の『空き』活用で再生可能エネのさらなる拡大を」

今朝の朝日新聞の社説に「再エネの普及 送電線の「空き」活用を」とありました。

これは、再生可能エネルギーによる発電を普及させることに対して、送電線への接続問題が大きな壁としてたちふさがっていることから、考察されたことによるものです。

送電線を持つ電力大手が「空きがない」と主張してきた中で、昨春、東北電力が北東北で「空き容量ゼロ」と発表して以来、再エネ業者が何年もの期間と多額の負担金がかかる送電線増強を嫌って計画を断念している例が各地で相次いでいます。

しかし、本当に空きはないのかと京都大学研究グループが青森と秋田、岩手、山形4県の基幹送電線について、全国の送電網利用を監督する公的機関が公表したデータを基に分析すると、実際には2～18%余りしか使われていないことがわかったとのことでした。

社説は、「この問題を考える時、忘れてならないのは、送電線はだれのものかという視点であり、法的な所有権こそ電力大手にあるが、その建設と維持の費用は電力料金の算定に織り込まれている。電気の利用者、すなわち広く国民の負担で整備してきた公共物そのものと言える。電力会社が原発

など自らの発電設備への「予約」を優先し、再エネ電力を締め出すような仕組みはおかしい。既存の送電線を最大限に活用し、新たな負担をできるだけ抑えるためにも、見直しは不可欠である。」と指摘しています。

私が、県議会9月定例会で知事に映画「日本と再生」を踏まえて質問した際、知事は「自然エネルギーの普及促進ということにも真剣に取り組んでいかなければなりません。23年度末から28年度末まで、6年間、この高知県における新エネルギーの発電設備の出力容量というのは、約408倍ぐらいまで拡大をしてきているということでありまして、この新エネルギー普及は進んできてるだろうと思います。ただ、確かに、この映画にもありましたような3つの壁と言いますか、これ3つ全てどうかということは議論はあろうかと思えますけれども、少なくとも送電網に接続できないという問題は、本県においても生じているところがございます。でありますので、私どもも資源エネルギー庁に対して、この送電網の拡大についてより真剣に取り組んでもらいたいということを政策提言してまいりましたけれども、この点は、今後の日本の行く末にとって、非常に大事なことでないのかなと、そのように考えているところです。」との答弁がありました。

我々も電力会社の言う「空きがない」ということを、鵜呑みにするのではなく、送電網の拡大よりも、既存の送電線を最大限に活用し、新たな負担をできるだけ抑えるための見直しを求めていかなければなりません。

発電と送電の分離が進んだ欧米では、出力の変動が大きな再エネも接続したうえで、停電などの問題が起きないように制御する仕組みをさまざまな工夫で実現しています。

我が国でも事業者から「空いている送電線をもっと有効利用すべきだ」との声に対して、経済産業省も既設送電線に再生エネを優先的に接続する検討を始めているというが、電力会社が信頼を取り戻す意味でも、この要請にしっかりと応えていくべきだと思います。

2月28日「子どもたちは帰れない原発事故被災地」

今朝の毎日新聞に、福島第1原発事故で出された避難指示が一部を除いて解かれ、4月に地元で学校を再開させる福島県内4町村で、地元の公立小中学校に通う児童生徒が就学対象者の約4%にとどまることが報じられていました。

避難生活の長期化で、学校や職場などの生活基盤が避難先に移ったことが主な理由で、当然とも言える状況です。

政府は事故後、県内11市町村に避難指示を出していたが、そのうち第1原発が立地する大熊、双葉両町を除く9市町村は放射線量が下がり、生活インフラも整ったとして昨春までに一部を除いて解除していたが、子育て世代を中心に帰還は進まず、解除区域の居住率は2割弱で約半数を高齢者が占めているのが現状です。

地元の学校に通学を希望するのは、飯舘村75人・15.6%、葛尾村18人・21.7%、富岡町16人・1.3%、浪江町10人・0.7%となっており、避難先に住んだまま地元校に通うケースが多い飯舘・葛尾両村は、他の2町に比べ就学率が高くなっています。

地元校に通わない理由は「避難先に生活基盤が固まった」（富岡町）「子どもが避難先になじんでいる」（葛尾村）などがあつたとされています。

7年経った今も、原発事故で、火われた地域住民の暮らし、そしてコミュニティーはちょっとやそつとのことでは、取り戻せないことが明らかになっています。

3.11が近づいてくる中、このような愚かなことを繰り返してはならないことを、いいかげん自覚しなければならないのが、この国であります。

そんな思いを政治の場で実現しようと、立憲民主党のいわゆる原発ゼロ法案（「原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案」）が、四国などでも開催された立憲民主党タウンミー

ティングでの国民の「再稼働を認めない」ことや、「5年以内の全原発停止」などの国民の声が反映されたものが、とりまとめられようとしています。

3月22日「還りたくても還れない」

今朝の朝日新聞、「(東日本大震災7年)避難指示解除1年 居住率6%」の見出しに、改めて「やはり」と思わざるをえません。

東京電力福島第一原発事故で福島県浪江町など4町村(計約3万780人)の避難指示が一斉に解除されて間もなく1年になりますが、戻ったり新たに暮らすようになった住民は計約1880人で、全体の6・1%にとどまっており、解除に向けた国や自治体の取り組みが「不十分」と答えた人は7割近くいたとの調査結果が、朝日新聞社と地方自治総合研究所の共同調査で明らかになっています。

1年前に帰還困難区域を除いて、避難指示が解除された浪江、富岡、飯館、川俣の4町村の帰還(居住)率を調査したものだが、昨年夏4町村を通過も含めて訪問したが、その帰還困難性は当時でも明らかであったように思います。

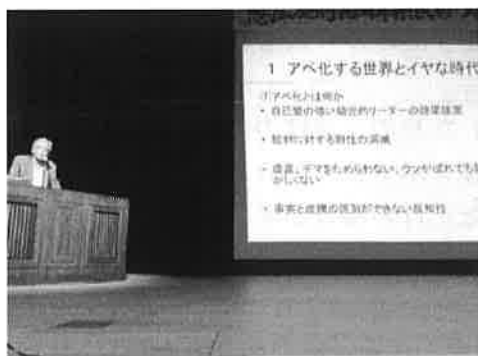
共同調査で国や自治体の除染やインフラ整備といった対策を尋ねたところ、「不十分」が52人(32%)、「どちらかといえば不十分」が57人(35%)で、避難中の114人に戻らない理由を複数回答で尋ねたところ、「住宅が住める状態にない」(59人)、「放射線被曝への健康不安があるから」(48人)などとなっており、地方自治総研の今井主任研究員は「元の地域のように戻してほしいという避難者の希望が十分に考慮されないまま、避難指示解除が進んだ」と指摘されています。

また、紙面にはありませんが、今井主任研究員は、「避難者の最大の希望は事故前の地域環境に戻してほしいということだ。避難者はそれが簡単ではないこともわかっている。だからいらいちやあきらめを感じている。なのに国は復興五輪を掲げ、解除ありきで進んでいるようにみえる。ふるさと復興への取り組みが次世代にも引き継がれ、事故前の地域のように戻るといふ希望があれば、時間がかかったとしても安心できるのではないか。国や東電にはそうした姿勢を見せてほしい。」とも指摘されています。

6 平和行政、緊急事態条項と憲法の関係についての調査研究

5月3日「言葉の破壊とごまかしは亡国のサイン」

山口二郎さんの講演で、「為政者が自分の都合言いように言葉を定義づけられるようになり、矛盾を矛盾と考えられなくなったら全体主義への第一歩である」との指摘がありましたが、「日本の進路」5月号でも、これまでTPP批判を展開されてきた東京大学鈴木宣弘教授が「言葉の破壊とごまかしが示す亡国のサイン」と題した文章を發表されていました。



その中に「言葉の破壊とごまかしの状況を正確に認識し、追及を強めるために、最近のわが国の政治・行政で使用される用語の真意を解説した『政治・行政用語の変換表』」というのが紹介されていたので、ここに引用し、紹介させて

頂きたいと思います。

- 自主的に＝米国の要求どおりに。
- 自由貿易＝米国(豚の国際展開企業)が自由に儲けられる貿易。

- 国益を守る＝米国の要求に忠実に従い、政権と結びつく企業の利益を守ることで自身の政治生命を守ること。
- 規制緩和が皆にチャンスを広げる＝規制緩和すれば多くの国民は苦しむが、巨大企業の経営陣がさらに儲けられる。
- 貧困削減のためには規制緩和の徹底が必要＝貧困削減を名目に一部企業の利益をさらに高める。
- 1%の農業を守るために残り99%の利益を犠牲にするな＝1%の企業利益のために99%の国民は犠牲にする。
- トリクルダウン＝「1%」から「99%」に富が「滴り落ちる」と欺いて、1%が99%から富を収奪しようとする事。
- 対等な競争条件＝もっと一部企業に富が集中できる市場条件。市場を全部差し出させるのが最終ゴール。
- 岩盤規制・既得権益＝儲けられる余地が減ってきたので、地域の均衡ある発展のために長年かけて築いてきた相互扶助附ルールや組織を壊して地域のビジネスとお金を一部企業が奪いたい。そこで、地域を守るルールや組織は障害なので岩盤規制・既得権益と呼ぶ。
- 農業所得向上＝農協を解体して、地域のビジネスとお金を一部企業が奪うための名目。
- 農業協同組合の独占禁止法「適用除外」は不当＝共同販売・共同購入を崩せば、農産物をもっと安く買い、資材を高く販売できる。
- 農業所得倍増＝貿易自由化と規制改革で既存の農家が大量に廃業したら、全国の1%でも平場の条件の良い農地だけ、大手流通企業などが参入して儲けられる条件を整備し、一部企業の利益が倍増すればよい。儲からなければ転用すればよい。
- 科学主義＝疑わしきは安全。安全でないと証明される（因果関係が完全に特定される）までは規制してはならない。人命よりも企業を守る。対語は、予防原則＝疑わしきは規制する（手遅れによる被害拡大を防ぐため）。
- 枕ことば＝国会決議などをほごにする言い訳に使うために当初から組み込んでおく常套手段の修飾語。最近の事例は、「再生産可能となるよう」「聖域なき関税撤廃を前提とする（TPP）」「国の主権を損なうような（ISD条項）」など。「再生産可能となるよう（国内対策をする）」が重要5品目除外の決議をほごにする言い訳として組み込まれたのは特に有名。
- 生産性向上効果＝貿易自由化の経済効果を水増しする万能のドーピング薬。
- 主流派経済学＝巨大企業の利益を増やすのに貢献できる凝滞学。
- 情報公開＝基本的に情報は出すものではなく隠すもので、出す場合は政府が国民を誤認させて誘導するのに都合のいいところだけ公開する。公開を迫られたときは黒塗り（「のり弁当」）にするか、記録を廃棄したことにする。
- 単なる情報交換＝日本の TPP 交渉参加を米国に承認してもらうための「入場料」支払いの事前交渉の国民向けの呼称。
- 緊急対策＝政治家が自身の力で実現したのだと「恩を着せる」ための一過性の対策。政策に曖昧さを維持し、農家を常に不安にさせ、いざというときに存在意義を示すための日本的制度体系。しかも、既存の施策を〇〇対策としてくり直して看板付け替えただけの場合が多い。対語は、対策の発動基準が明確にされ、農家にとって予見可能で、それを日安にした経営・投資計画が立てやすくなっている欧米型のシステムティックな政策。
- 武力衝突＝自衛隊派遣が憲法9条に抵触しないよう、「戦闘」のことを「武力衝突」と言う。
- 不時着＝オスプレイの墜落。
- 記憶にない＝事実と認めるわけにはいかない質問に偽証に問われないように答えるときの常套句。

こうした言葉の破壊とごまかしが横行するときは社会が危険な時代に突入しているサインだとい

ことを肝に銘じる必要がある。－引用終わり

6月1日「要件厳格化でも緊急事態条項は憲法に不要」

兵庫弁護士会永井弁護士にお願いして、緊急事態条項について改めてご教示頂きました。

永井弁護士は、昨年5月平和憲法ネットワーク高知の総会記念講演をいただいて以来、情報交換をさせて頂いてましたが、三月には衆議院憲法審査会の参考人として意見陳述などもされており、そのやりとりなどを含めて自民党などが主張する問題点や県議会における知事答弁の問題点などについても改めて明らかにしていただきました。

永井弁護士は、3月23日の衆議院憲法審査会において、参考人として出席し、緊急事態条項を憲法に設けることについて明確に反対の立場から意見を述べられています。

特に阪神淡路大震災以降東日本大震災などにおいても、被災地や被災者と向き合い寄り添ってきた永井弁護士にとっては、災害を理由に緊急事態条項を創設することについては反対であり、緊急事態における国会議員の任期延長についても、現行憲法の54条から56条で対応できることから、反対の理由を述べられています。

いずれにしても、災害に対して緊急事態宣言を発して、泥縄式に対応するよりもあらかじめ法律で準備しておくことこそが重要な事はこれまでの大災害から学べば当然のことなのです。

また、自民党など改憲勢力が、緊急事態条項か教育の無償化などお試し改憲のターゲットをしきりと模索していますが、これからは国会議員の任期問題が1つのターゲットになるのではないかと指摘されていましたが、私自身は、ここにも共謀罪法案において政治家が対象となる公選法や政治資金規正法に違反する罪が対象となっていないことと並んで、あまりにも自らが都合の良い議論に終始する今の政権の思惑がにじみ出ているとしか思えません。

今後とも、憲法に緊急事態条項は必要ない。

知事がよくいう、いかに厳格な要件を整えたとしても、統制システムが機能しがたいこの国では、時の政権によっていくらでも都合よく濫用されることの恐れからしても、認めることのできないものであることを訴え続けていきたいと思えます。

5月14日「共謀罪の問題点について」

高知保険医協会主催で、これまで盗聴法や依頼者密告制度、共謀罪、秘密保護法の問題点などにも取り組んでこられ、共謀罪に関する著作も多い元日本弁護士連合会事務総長の海渡雄一弁護士の講演会に参加してきました。

「現代の治安維持法 共謀罪の制定を阻止しよう」とのテーマで、明日参議院参考人審議で陳述する内容をもとに、共謀罪で市民生活との関わりや、共謀罪と治安維持法の共通点などについてお話頂きました。



いずれにしても気がついたらものが言えなくなってしまう、監視・密告社会が築かれる前に、反対の声を言い続けて阻止するために全力を挙げるしかないことが強調されました。

海渡氏が引用された1969年から72年まで争われたアメリカでのシカゴ共謀裁判で勝利したシカゴセブンの「もしも戦争を終わらせる共謀があるのなら、もしも文化的革命への抑圧を終わらせる共謀があるのなら、自分たちもその共謀に参加しなければならない」との言葉は、今の私たちに対して「私たちも、共謀罪の制定をやめさせ、日本の戦争計画を止めるための共謀があるのなら、これに加わろうではありません

か。」との呼びかけをされているとのことのお話は、印象的でした。

8月14日「平和を守り、沖縄と連帯する闘いは『鈍角の闘争』で」

午前中は、会長をさせて頂いている日中友好中国帰国者の会が主催する終戦記念の集いのため、帰国者の皆さんがた約40人とともに、映画「赤い月」のビデオを鑑賞し、旧満州から引き揚げる過程で、軍が国民を守るのではなく、見捨てたこと、生きること、そして平和について考え合いました

午後からは、高知市平和祈念講演会「沖縄で今、起きていること」で、琉球新報社島洋子編集局政治部長の講演を聞きました。

講演の前には、高知空襲展も見せて頂きました。

島洋子氏の講演については、今朝の高知新聞でも記事となっていますが、1995年の米海兵隊員による少女暴行事件を契機とした米軍の基地負担を容認する日米地位協定があることに改めて気づいたことから今に繋がる闘いが始まったことから、今沖縄で何が起り、何が問われているのかなどについて話されました。



「沖縄は基地で食っている」と言われるが、沖縄県総収入に占める基地関連収入が5%にすぎないこと。

「海兵隊は抑止力」というが、その力は誰にも測れないことや基地が必ず標的になることなども考えれば、これらは神話に過ぎないこと。

心配事がない状態にすることが本来の安全保障であるべき。

そんな中で、安倍一強政治のもとでのメディアが本来の役割を失いつつある。メディアは、声の小さい人、立場の弱い人の声を代弁する立場にあるべきで、康平・中立よりもそのことが大事であると、琉球新報が「戦争のためには、ペンをとらない。そのためには、軍靴の音には敏感でなければならない」との決意で、戦後復刊したことから、強調された。

翁長知事夫人が当選したときに知事と「辺野古移設反対に万策つきたら夫婦でケート前に座り込もう」と約束したことを紹介し、これを機動隊が排除するような日本を民主主義の国家と言えるのかと訴えられていました。

最後に、戦後の沖縄教育復興、大衆運動、政治、行政の指導者、復帰後初代県知事であった屋良朝苗さんの「鈍角の闘争」を紹介されていたが、私たちもそのことを胸に刻んで、連帯する闘いを幅広い大衆の闘いとして組織していくことこそが求められていると感じたところです。

※「鈍角の闘争」とは、「道を阻むイバラは鋭利なカマで切り開ける。しかし沖縄問題はコンクリートのような厚く巨大な障害物である。どんな鋭利な刃物でも全県民的支持を得ないでこの障害物に突進すれば、いたずらに刃こぼれするだけだ。やはり全県民的に一致して立ち向かうことで次第に障害物は突破されよう」（1997年2月15日付琉球新報より）

8 その他

(1) 働き方改革と県内労働実態

6月12日「労働者が一人ではないと実感できる組織で闘ってこそ」

労働者をいかに低コストで効率よく働かせるか、そのための労働法制改悪などは、これもまた安倍のお友達経営者のため、岩盤規制突破と言えるもので、労働者が安心して働き続けられる環境整備と言える代物ではありません。

そのような中、一人からでも組合加入のできる「高知地域合同労働組合（高知合同ユニオン）」の定期大会かに学ばせて頂いたことを報告します。

「職場での悩み事、困りごとの相談に応じます」とのユニオンのチラシを大切に保管されていた女性が、職場での不当な扱いについて相談頂いてからの闘いなどについても、ご本人から報告されました。

パワハラや労働条件改悪変更などについて、組合員になって団体交渉を求めると、応じず、偽装倒産による解雇通知など、許せない経営者の対応に対して「不当労働行為救済申し立て」を地労委に行うとともに、「地位保全及び賃金仮払仮処分命令の申し立て」や「パワハラに伴う損害賠償請求事件」として裁判闘争も始めており、組合上げて支援体制をとっていくことも確認し合いました。

他にも「採用時の不当な月例賃金引き下げ・使用者の安全配慮義務違反・時間外労働の未払い賃金」の是正を求めて、団体交渉を行うも、不誠実交渉に終始するなど、結局裁判闘争に至っている事例も含めて、長期にわたる闘いを継続しています。

また、建設労働者の賃金不払い相談では、全額支払いを勝ち取るなど徐々に相談事例が増えていることが報告されています。

まさに、ブラック企業まがいの事業所が県内にも散見されているだけに、労働者が団結して抵抗しなければ、泣き寝入りしてしまう労働者が放置されてしまうことになるのです。

自らの置かれた状況を報告された女性組合員の「ユニオンで相談に乗ってもらうことで、一人じゃないと思えるようになった。自分のような扱いをされた労働者が泣き寝入りしなくてよいような社会になることを願っている」などの声を大事にする労働組合が、今こそ求められているし、そのような運動が広がっていくことを確認し合うことができました。

12月12日「保育人財確保の条件整備こそ」

県下の保育園関係者さんたちから、現場のご苦勞を聞かせて頂き、12月定例会で取り上げさせて頂きました。

毎日、より充実した保育サービスを提供し、子どもさんたちの健やかな成長を保障していくために全力で取り組まれている保育士さんたちの働き方は、後から続こうとする人たちに希望を抱かせるようなものではない、苛酷な労働実態であると言わざるをえません。

そのことの背景にもなっている保育士の正規職員確保の抑制、補う臨時・非常勤保育士が多数を占める中、非正規保育士は確保出来ないという状況が続いています。

そのような中、今朝の朝日新聞一面の記事で「保育士、賃金引き上げへ」とありましたが、これは2019年10月消費税引き上げを財源とすることを前提としたものとなっています。

記事で「今年度予算でも492億円を計上して、全職員に2%（月6千円程度）の賃上げを実施、技能や経験を積んだ職員には月4万円などを上乘せした。」とあるが、「格差のある上げ幅」や「月4万円の上乗せ要件が、現実的にはクリアーしがたいこと」なども、現場からは異議が唱えられているし、問題は、記事にもあるように「保育士の賃金水準は16年時点で全産業の平均よりも月10万円超低く」据え置かれていることにこそ問題があるのです。

これらのことを踏まえたとき、保育士確保のための条件整備が果たされてこそ、幼児教育・保育の無償化、待機児童対策解消の議論がされることではないでしょうか。

12月24日「過労自殺は、県内自治体でも」

今朝の高知新聞に、樺原町職員の過労自殺訴訟の記事がありました。

職員だった男性（34歳）は、2009年Uターンで高知市に帰郷後、2014年4月に、樺原町に採用されたものの多忙を極め、過労死ラインと言われる80時間を超える残業をこなした月もあり、うつ病を発症した10月には、残業は106時間を超えており、自殺を意識するほどの状態の中で、12月には懇親会の場で上司から叱責され、その3日後に焼身自殺を図りました。

町は責任を認めようとしていないとのこと。

最近、県内では、「池トマト」のブランドでトマトの生産や加工を手掛ける池一菜果園（土佐市出間）に勤務し、2010年2月に過労自殺して労災認定された土佐市内の女性や仁淀川町の社会福祉協議会が運営する保育所に勤めていた臨時保育士の女性が自殺した問題なども報道されたことがあります。顕在化しないまま泣き寝入りしているケースも多いのではないかと懸念します。

自治体職員1000人あたりの年間自殺者数（2015年）は、全国の都道府県・政令指定都市の平均値が0.18なのに比べ、例えば静岡県は0.34と約2倍となっており、09年から16年の過去8年間で41人にのぼっていきつづけます。

私も県議会の場で、県庁職員の長時間労働の問題を折に触れて指摘しますが、目安時間と言われる年間360時間超過の時間外勤務者は、2012年度の217人を2015年度は32人上回っているし、職員一人平均の時間外勤務時間数が360時間を上回る職場が昨年度は15箇所にものぼっています。

記事は「先進的な移住・定住策や社会資本整備などで県内屈指の元気な町として知られる樺原町。それを支えるのは職員の過重労働なのか。」と指摘していますが、そのような状態に追い込まれている自治体職員は多いのではないのでしょうか。

しっかりと点検し、本当に安心して住民に寄り添う仕事ができるマンパワーの確保と職場環境を求めていかなければなりません。

真の「働かされ方改革」を働く者の手で成し遂げていくことこそが、このようなことを繰り返させないことになるのではないのでしょうか。

2月19日「高知医療センターで、医師の違法残業」

高知新聞朝刊に「医療センターで違法残業」の見出しで報じられたこともあり、県・市病院企業団議会において、私の方から口火を切って、企業団の今後の対応について、ただしました。

高知医療センターの心臓血管外科の医師2人が2016年度、労使協定で定められた上限を超え、月250時間を上回る残業を計4会したとして、昨年3月に、高知労働基準監督署から是正勧告を受けていたものです。

院長は、各議員からの指摘に対して、「医師の意見も踏まえ改革を図る」とした上で「うちだけが勤務時間を短くすれば、地域の救急医療ができなくなる。県、高知市全体として考えていくべき問題だ」との認識を示し、「昼夜対応しないといけない実態があるが、休み、夜は当番医に任せるなどチーム医療の中でやっていき、病院全体として働き方を変えないといけない時代になった。」と言われていました。

他にも2ヶ月連続で超勤80時間以上の方や月100時間以上の方もそれぞれ30名前後の医師がいることも明らかになっていることもあり、医師の健康問題、過重労働による安全な医療提供への不安などを抱える中、抜本的な是正が求められます。

また、医師に限らず、他の部局においても、潜在化している超勤があってはならないとの指摘に対しては、「ただ働きなどということがあってはならない、本人による申告だけでなく、出入り口でのデータ管理でチェックをしやすくすることも検討したい」などと言われていたが、そのことを

進める上でも、風通しのいい組織となっているのか、改めて見直すことも求めておきました。

その他にも、委託費の増額が目立つ中、これまで給食部門での委託業務における業務分担の見直しや人件費、食糧材料費の増額によって委託を継続することにおける問題点などについても指摘しておきました。

さらに、医師の勘違いでの大きな医療ミスの報告をはじめ、医師不足のために2013年度から休止していた精神科での精神科医師3人（常勤2、非常勤1）の確保のめどが立ったことから、成人分野での入院受け入れを18年度から再開することも報告されました。

これらの課題は、問題点が全て解消されているわけではありませんので、今後の動きも注視していかなければなりません。

（２）動物愛護推進とペット同行避難について

5月29日「災害時のペット同行避難ガイドライン改訂へ」

朝日新聞「災害大国」特集は、「ペットと避難 備えと覚悟」がテーマで、環境省は早ければ今秋にも、災害時のペットの保護や飼い主の責任を定めたガイドラインを改訂する方針を固めたことを報じていました。

昨年4月の熊本地震の教訓を踏まえ、自治体にはペットをほかの被災者と分けて保護すること、飼い主には避難所以外の預け先も確保しておくよう求める見通しだとのことですが、ペットがいる人といない人の折り合いをどうつけるかは、避難所運営のあり方の中でも災害直後から続く課題として考えさせられることが多くあります。

県が昨年9月、「災害に備えて—ペットと一緒に乗り越える災害—」の講演会に会場一杯の方が参加し、関心の高さを痛感させられました。

災害時の避難所運営においては、「県の避難所運営マニュアル作成ノウハウ集」でも「ペットの受け入れ」の章で、「ペットと一緒に過ごすことができる避難スペースを確保することが難しい現状で、屋外にペットスペースを確保すること。避難者の飼育ルールの周知。他の避難者の理解を求め、トラブル防止に努める。」ことなどが、書かれています。ペットと過ごすことで得られる効用は、災害時でも心の支えになりうる一方、うまく避難できなかつたり、避難所でトラブルを招いたりする可能性もある中で、必要な備えを事前に徹底しておくことが求められていると言えます。

記事では東京大武内ゆかり教授（動物行動学）は、「避難所ではアレルギーのある人や動物嫌いの人への配慮を大前提としたうえで、『ペットに対して中立的な人たちに受け入れてもらえるように、飼い主の普段のしつけやマナーが重要になる』と述べられているが、事前に備えておかなければならない課題があることをペット飼い主の方に学んで頂くこととしたいと思います。

9月20日「ペット同行避難も我が事として」



下知地区減災連絡会の防災講演会「ペット同行避難について」を開催したところ、地域の内外から30名を越す方々の参加を頂き、30分の質問時間も超して、さらには終了後も講師の斉藤貴美子さんを取り囲んで意見交換がされるなど、大変な盛り上がりでした。

参加者の中には、日ごろからペットを飼育している方もいれば、そうでない方もいますが、これまでの東日本大震災や熊本地震での災害とペットの教訓から、「ペットを助けるという事はペットの向こう側の飼い主を助ける」

ということにもつながるのだから、そのためには、何を日ごろから備えておくのかそんな視点で講師の斉藤貴美子さんはお話ししてくださいました。

日々のしつけの問題も含めて、備えてできることをしておかないと同行避難は考えられないこともあきらかになったと思います。

避難所でペットを受け入れてもらえるために、どうしておくのか。

避難所では、ペットも連れてくることを認識しておくことが必要で、連れてくるなどと言っても連れてくるペット。

ペットだけを残してきて問題、避難所に連れてきて課題はある、それならあらかじめの備えと訓練の中でその課題に気づいておくことが必要ではないか。

災害時に逸走しても、不幸な命を作らないために不妊去勢の徹底などを含め飼い主としてあらかじめ備えておくことと受け入れる避難所側のどこで折り合いをつけるのか、問われている課題は多くあることを参加者の皆さんが実感されたのではないかと感じました。

今回の講演会が、そんなことを我が事として考える良い機会になったのではないかと感じたところです。

講師の斉藤さんからも「こうやってお話をさせて頂く機会をありがたく思います。実際に人間用供給物資のダンボール箱で犬の居場所を作った、という例もあり、ダンボールで落ち着かず練習なども取り入れても、まずは良いのかもしれない。クレートトレーニングと言いますが、多くの飼い主様が犬にしていなと思いますので今後それも普及すべきと考えています。自分はどうしても良いけどペットのこととなると関心がある、という方が多く地域にいらっしゃるという事実もあると判明したので、今後どう底上げをはかるかも課題となるのではないのでしょうか？微力ながらアクションを起こすお手伝いとなればと思います。」とのコメントも頂きました。

11月5日『地域猫活動』も地域力の底上げ

第二回高知地域猫セミナーに参加してみて、飼い主のいない猫の課題は、たんなる野良猫対策だけではなく、毎日の暮らしの中で飼い主のいない猫を減らしていくためのとりくみにつながる街の支え合いの仕組みを底上げする取り組みにつながっていることを改めて学ばされました。

途中からの参加だったために、「世田谷区における地域猫活動事例」や「高知地域猫の会活動について」のお話のみしか聴けませんでした、「やれないこと、できないことをあげつらっても猫は減らない。やれたことを積み重ねていくことで理解者が横につながり広がっていく。」そこから取り組みが活性化していくことなどについてのお話を聞くにつけ、人と動物との適切な関係づくりが、まちづくりにも繋がることなどを参考にしていければと思いました。

あいにく拝聴はできませんでしたが、台東区台東保健所の取り組みのレジュメを見る中で、「地域猫活動は『笑顔と挨拶』から」とありましたが、私たちの地域での活動の柱となっていることと共通するものでもあり、改めて何事もここから始まるのだと感じたところです。

「地域猫活動」という言葉は、まだまだ馴染みが薄いかもしれませんが、地域猫対策は猫だけに限らず、人と動物との適切な関係づくりや、環境の保全に結びつく取り組みであるともいえるのではないのでしょうか。

行政としては、この取り組みを広げていこうとする地域を支援していくことが、コミュニティづくりにもつながるのではないかと思います。

私たちが、日頃取り組んでいる減災の取り組みでも、災害にだけ強いまちではなく、災害に「も」強いまちということを目指しますが、地域猫活動が地域のつながりや地域力を高めていくことがつ



ながるということを聞くにつけ、地域猫に「も」強いまちと相通ずるものがあることを考えさせられています。

3月7日「動物愛護の取り組みも一歩ずつ」

今定例会で、県民の会の大野議員が取り上げてくれた動物愛護の取り組みについて、知事は、これまで質問で促してきた動物愛護教室を視察した上で、こうした「取組などを通して、動物を愛護する心を育むことは、ひいては命を大切にすることを養うことにつながり、他人を思いやる社会や人と動物が共生する社会の実現に大きな影響を与えるものと考えている。」と答弁されました。

また、「長年愛護推進員としてご尽力くださっているボランティアの皆様には、敬意を表する。」とも述べられていました。

現在、検討を進めている動物愛護センターには、「適正な飼い方に関する情報を得ることができるような拠点としての機能を充実させたい。犬猫の譲渡を進めるために動物福祉に配慮した十分な収容スペースを確保して、収容動物を健康な状態で管理するとともに、ペットとしてのしつけができるような機能も持たせたい。南海トラフ地震などの大規模災害時に発生する可能性の高い被災者のペット同行避難に向けた啓発をはじめとする動物に関わる災害対策の拠点施設としての役割を担う。」機能を持たせたいと答弁されました。

そして、知事との意見交換の場などでも訴えてきた「川上対策」について「犬猫の殺処分数を減らすためには、川上対策が最も重要だと考えており、来年度は、新聞や雑誌を使って適正飼養に向けた啓発広報をさらに充実するとともに、猫の不妊手術の助成頭数を900頭から1200頭に増加させるなど、その対策を一層強化していく。」と言及されました。

ここに至るのに、初めて質問して2年かかりましたが、どのように実効性がある施策となるのかも、さらに注視していきたいと思えます。

(3) はりまや町一宮線（はりまや工区）まちづくり協議会について

6月18日「幕末維新博の最中、新堀川界限で都市計画道路議論再開」

都市計画道路はりまや町一宮線はりまや工区は、JR土讃線連続立体交差事業と高知駅周辺土地区画整理事業に関連する街路事業として平成7年に都市計画決定された路線ですが、2011年3月に、はりまや橋小学校から北側区間の4車線化されて以降、追手筋弥生町線から南側の工事は一旦中断され6年が経過しました。

尾崎知事が就任された最初の2月定例会で、私は、都市計画道路はりまや町一宮線事業のあり方について、シオマネキを初めとした希少野生動植物が生息できるという自然環境保護の視点や江戸期の工法による階段護岸、明治維新の息吹の残る歴史・文化遺産を守ることから、この工事の見直しを求める提言をさせていただきました。



その際、知事からは、「追手筋弥生町線から南の区間については、水辺や掘り割りという歴史的な資産を生かしたまちづくりの観点から、広く県民や関係者の皆様の御意向も伺いながら、今後の方向性を検討していく」と答弁され、翌2009年2月定例会では「水辺を生かしたまちづくりや高知市のまちづくりの方向性も踏まえて、整備のあり方について総合的に判断してまいりたい」と答弁され

ました。

その後も、何度かこのことについて、議会質問で取り上げてきましたが、国の都市計画の事業認可期限が18年度末に迫る中、この工事の再開か中止かの判断が迫られており、「はりまや町一宮線（はりまや工区）まちづくり協議会」で、6月20日から検討されることになりました。

いずれにしても、「ありき」の議論ではなく、これからの「街中の環境保全と新堀川界隈のまちづくり」と「あるべき交通体系」などについて、幕末維新博開催中に、当時の志士や町民が駆け抜けた息吹を感じながら、真摯な議論がされることを期待しています。

「ありき」の議論ではなく、これからの「街中の環境保全と新堀川界隈のまちづくり」と「あるべき交通体系」などについて真摯な議論がされることを期待していると書いた「はりまや町一宮線（はりまや工区）まちづくり協議会」を傍聴しましたが、少しがっかりな議論でした。

何よりも「県が決めたがやき、ぐたぐた言わんと進めたらいい」とばかりに言われる人たちは、どういう目的でこの協議会が設置されたものかを理解されていないような気がしました。

この協議会の設立趣意書には「はりまや工区の道路整備の方向性や、希少動植物の保全や水辺の活用などについて協議していただき、工事を中断している区間の整備のあり方について、提言をまとめる」ことが協議会に求められています。

そのことを踏まえたら、賛否いろいろあっても、真面目に議論を尽くしてほしいと思います

20年以上も前に決めた都市計画、17年前の工法で事業再開するのか、せつかく県が立ち止まって広く意見を聞こうとしているのですから、真剣に議論する責務が委員はもちろん、委員だけでなく市民・県民にもあるのではないのでしょうか。

8月21日「『新堀川界隈で求められるまちは』

都市計画道路はりまや町一宮線はりまや工区の工事再開の是非について、検討するための「はりまや町一宮線（はりまや工区）まちづくり協議会」の第一回検討会を踏まえて県民から公募したパブリックコメントに、高知市を中心に58人（59件）から意見が寄せられ、県広報聴課が所管した過去5年のパブリックコメントの中で最も多く、新堀川を覆う拡幅工事の中止を求める意見が約6割に上っています。

高知新聞「声ひろば」でも、投稿が増え、「揺れる新堀川」と題して3回連載で、新堀川を巡るさまざまな状況がいくつかの論点から報じられました。

私は、以前から、人口減少が進む中、道路拡幅による車中心の利便性優先とストロー効果による街中の空洞化促進というどこにでもあるまちづくりよりも、豊かな自然環境が保護され、歴史的たたずまいが息づく街の継承、水辺のまちづくり、新堀川を挟んで往来するコミュニティーの存続などを大切にしたいとの価値観が具現化したまちづくりを求めてきました。

都市計画道路はりまや町一宮線（はりまや工区）の残事業量に要する費用は25億83百万円と言われているが、この6年間で、震災復興事業やオリンピック関連事業などによる建設事業費のコスト増による影響は大きく、果たしてこれだけの事業費ですむのかとの懸念もあります。

さらに、この工事の行く末によるまちづくりに大きく影響される今の子どもたちの声も、もっと聞くべきではないのでしょうか。

ユニセフが「子どもにやさしいまちづくり事業」を提唱してから20年目となる昨年からは、この事業の世界中でのさらなる推進が取り組まれており、「子どもが住み続けたいまち」をつくるため「子どもの参画」の推進に、積極的に取り組む自治体が増えてきている中で、高知県・高知市も22年前に都市計画決定した道路計画にこだわる前に、子どもたちの意見も聞いてみる必要があるのではないのでしょうか。

11月29日「子どもたちの新堀川を見る目は」

19日の高知新聞別冊に「第14回新聞感想文コンクール」の優秀作品などが掲載されていました。

中には、小学生高学年の部で、最優秀としてはりまや橋小6年生の「いろんな生き物がすむ新堀川」との感想文が掲載されていました。

そこには、「毎日をより快適に過ごせるよう公共のものを充実させることは、とても大切だと思います。だけどそれを求めすぎるあまり、他の生物のすみかを奪ったり命の危険に追い込んでしまうのは、人間の勝手な行動だと思います。」と指摘されていました。

この言葉を、どれだけ真摯に高知県内のおとなが受け止めることができるのでしょうか。

高齢化に伴う免許自主返納も5年前と昨年を比較すると年間2120人で2倍に増え、免許所有者全体も昨年までの5年間で8625人と約2%減少し、毎年減少数も徐々に増えています。

少子高齢化の中で、今後は交通量は減少していくでしょうし、クルマ依存のまちづくりから、公共交通機関利用にシフトしていくことが、あらゆる面から今まで以上に求められてくるのではないかと思います。

その流れと逆行するまちづくりに繋がるのが、工事中断区間の283kmの工事再開ではないでしょうか。

子どもたちが、おとなの議論を見つめています。

将来、「人間の勝手な行動」と批判されないための議論をしっかりとしてもらいたいものです。

2月7日「『多様な意見』から、多くの県民が納得できる意見の反映こそ」

「第4回ははりまや町一宮線（はりまや工区）まちづくり協議会に出席してきました。

今回は県の提言を取りまとめる予定でしたが、2日に提出された「新堀川を考える新堀小OB・OG有志の会の歩行者に優しく新堀川を守る『有志の会』」案を、提出者から提案説明を求め、県側や委員との意見交換がされました。

「有志の会」案は、貴重な文化的遺産と環境とを将来にわたって維持すること、歩行者にとってできるだけ危険性を少なくすることを重視しており、「有志の会」案を呼び水として、小学校に隣接する道路としてどのように整備するのか、地域住民の合意形成を丁寧に行いながら議論することを求めるものでした。

その「有志の会」案の要点は、「文化的遺産と新堀川周辺の環境を守るため、2車線のままとする」「北側駐車場を撤去し、撤去部の川を歴史の専門家に意見を仰ぎ昔の石積護岸に戻す」「児童やお年寄りの安全を確保するために、スクールゾーン等とし30km/時の道路とする」「車の走行速度を上げるよりも、歩行者の安全を最優先する」「南北の2区間を休日は歩行者天国とするなど、文化的遺産や自然に親しむエリアとして賑わいを創出する」というものでしたが、県案に賛成する委員や事務局の県職員から、さまざまな質問がされました。

提案者は、真摯に答えられる姿勢に終始していたと思いますが、むしろ質問者側から、「これまでの議論経過を踏まえて、賛同者に賛同を求めたのか」とか「専門家でないものの賛同をもらってもいいのか」とかの発言がありましたが、そこには、感情的に「今さら蒸し返す議論をするな」と言わんばかりの威圧感を傍聴している私でも感じざるをえませんでした。

知事が、私の12月議会での質問に答えた「最終報告書案に至るまで、まだ議論がありますでしょう。いろんな方の御意見があると思いますから、最終報告書案にはそれが反映されますでしょう。さらに出てからも、その他の意見もありますでしょう。いろんな御意見を踏まえて、私としては判断させていただきたいとそういうふうに思います。」との姿勢が、このような姿勢かと思うと、多少残念な気持ちがしました。

協議会の会長は、しきりに「県には、相当無理を言って、案を変えてもらった」とか述べたり、最後に「今日の議論を踏まえて、次回決めたいので、県に検討頂きたい」と結んでいたが、これでは協議会が主体的な議論をするのではなく、県の意向を付度した議論を、リードしているのではないかと感じさせられました。

(4) 若者・男女共同参画について

1月20日「若者の真摯さに議員はしっかりと向き合って」

ほぼ、毎年参加させて頂いている「若者と議員の座談会」に、今年も参加させて頂きました。

今年の座談会は、参加予定者がインフルエンザで欠席される方も多く、二テーブルで、我々議員が入れ替わり、トータルで2時間近く意見交換をしました。

この座談会は「若年層の政治的無関心や選挙の投票率の低下をかんがみ、国や社会の問題を自らの問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育てる『主権者教育』の理念のもと、将来の有権者育成事業』として、若者に政治・選挙を身近に感じ、気づきを得て頂くことを目的」としたものです。

それだけに、今回の参加者は、参加動機が極めて主体的で、自分の将来の夢や質問・意見も結構深く考えさせられるものが多く出されました。

高知県の課題として、「中学校の給食率がなぜ低いのか」「南海トラフ地震後の経済的な影響・復興のありかた」「過疎化や耕作放棄地の問題」「学校で、地域の企業とコラボした商品作りをしているが、そう言うことについて県はどう考えているか」「全国総合文化祭が高知で開催されることとなっているが、県内の宿泊施設は充足されているか」などなど、皆さんが真摯に高知県のことを考えられていることも、よく分かりました。

また、政治家としての日常や県民とのコミュニケーションをどう図るか、議員に物言うことの敷居の高さなど疑問に思うことについても、意見交換させて頂きました。

私たち自身が、敷居を低くするために、どのように自らが努力しているのか、双方向の情報発信の大切さなどについても述べさせて頂いたところでした。

ある参加者は、休憩時間にざっくばらんに話せたことの方が、楽しかったと述べられていたが、今回は、座談会のあり方や開催時期も工夫する中で、もっと参加者を募れたらと感じたところですし、議員ももっと積極的に若者と向き合うことの大切さを自覚して頂けたらと思います。

11月26日「闘い続けることで、繋がろう」



男女共同参画センター「ソーレ」で開催された「山上千恵子監督の映画とトークを一緒に！たたかいつづける女たち～均等法前夜から明日へバトンをつなぐ～」に参加し、夜は主催者のポレールの皆さん方と監督を囲んで交流もさせて頂き、「たたかいつづける女」たちのパワーと叱咤を頂きました。

この映画は、1980年代、国がつくろうとする雇用平等法に対して、「私たちの欲しい平等法を！」と労働省に要望書をバトンにしてリレーで届けた支たち、労働省前で40日間座り込みをした女たちの姿。1985年に成立した雇用機会均等法は、けっして求め続けたものとは違っていました。それをテコにした女たちの闘いは続けられてきたこと。しかし、以来30年余、女たちの雇用の環境は非正規雇用、セクハラ、マタハラ、長時間労働等々の新たな問題が山積しており、たたかいつづけなければならない女たちの歴史と今

を訴えています。

映画を鑑賞した後、監督からは、「この間変わらず闘う女たちを撮り続けてきた。『たたかう。怒る』』ということが、女性にとってマイナスイメージになっている。しかし、声をあげる女たちの顔を見ると何と美しいことか。その女たちの姿を残しておかなければとの思いで映画を撮った。映画の中にあったJALのマタハラ裁判をたたかうCAは勝訴するのだが、その後これ以上メディアに出ると今後のことはどうなるか分からないと言われている。これが今の日本の状況だ。おんなが闘いを通じてつなかっていくことが大事で、分断が一番怖い。」との思いを述べて頂き、その後フロアとのやりとりがされました。

今回は、大学生の参加も多く、フロアから「平等にと言われても、現状は全然違うことを、映画を観て改めて感じた」との感想が出される中、監督からは「人の意識はなかなか変わらない。いつでも雇用の安全弁として女性は使われている。常に、自分の意識をチェックし問いつめていかなければ、意識は変わらない。」とのメッセージを贈られていました。

本当に、この国は、労働者を人らしく扱うことのできない、当たり前前の働かせ方のできない国であることを痛感してしまいます。

それを変えていくための闘い続ける女も男も団結し、連帯していくしかありません。

(5) 地域と文化について

10月29日「ミュージアムが地域で果たす役割と可能性の大きさ」



地域のアートゾーンである「藁工ミュージアム」の展示室内で開催されていたトークイベント「地域におけるミュージアムの役割って何だろう？」に出席してきました。

ゲストに小林めぐみ氏（福島県立博物館主任学芸員）、筒井聡史氏（高知県立高知城歴史博物館企画員）、横田恵氏（創造広場アクトランド学芸員）、中村茂生氏（安田町教育委員会文化振興企画員）をお迎えし、それぞれが関わっている地域のミュージアムの取り組みや果たしている役割などについてご報告

頂きました。

その内容から、ミュージアムが地域の中で果たす役割や、地域やその地域の住民の方とのミュージアムの関わり方などについて考えさせられました。

高知城歴史博物館の地道な地域連携の取り組みで紡いでいる地域記録集。

絵金蔵や弁天座、冬の夏祭りなど住民や地域主体でつくっている「赤岡のものさし」と、それを自分たちでつなぎ守っていること。

安田町における中芸5か町村の日本遺産認定の取り組みを通じて「地域活性化とは」「観光とは」を経済効果だけでなく、地域住民にとっての地域に対する愛着と誇りを持つことについて考えてきたこと。

福島県立博物館の取り組みである「はま・なか・あいづ文化連携プロジェクト」など地域の生業、ありのままの空間や場所を地域と一緒にあって作品化して残し、未来につなげていくとりくみ。

など、ミュージアムの地域との関わりと役割、何を行い、何ができるのかという可能性について考えさせられる時間を共有させて頂きました。

時間の都合で、最後のディスカッションのところで退席しましたが、こういうことを考えさせてもらえるミュージアムが地域の中にあることに感謝です。

9月24日『福島いいたて』のことを自分事にするため『いいたてミュージアム』で学ぼう

「いいたてミュージアムーまでの未来へ記憶と物語プロジェクトー高知巡回展」が開催されていた藁工ミュージアムに足を運び、「高知×いいたて×静岡 いいたてに学ぶ」勉強会で、貴重なお話を聞かせていただきました。

「いいたてミュージアム」の高知巡回展は、東電福島第一原子力発電所事故により全村避難となった飯舘村のこと、飯舘村に起こったことを福島県内外に広く発信し、未来の世代へも伝えていこうというプロジェクトです。



震災後、村民のみなさんのお宅へお伺いし、みなさんにとっての「古いモノ」「大事なモノ」「歴史的なモノ」を見せていただき、それにまつわる話を集め、「モノ」にまつわる話から見てきたのは震災・原発事故前の豊かな村の姿であり、集まった飯舘村のみなさんの「モノ」と「言葉」を紹介する巡回展を平成25年からスタートさせて、今に至ることを福島県立博物館の小林さんから、説明がありました。

特定非営利活動法人ふくしま再生の会の菅野宗夫さんは、飯舘村農業委員会会長もされており、飯舘村の再興に取り組んでおられます。



お話を通じて感じられたのは、「原発さえなかったら」ということです。

それまで、村民がみんなでつちかってきた「までの」の村が、文化が、人と人のつながりが壊され、人の心が分断された中で、もう一度豊かな村を再興するためにネットワークの新しい村づくりをしようとされています。

「生きていくための貴重な教材が福島にはある。皆さんと今やること・やれることは、次の世代、未来に何をつなぐか、伝えるかである。高知へ来て、日曜市を歩いた。自然の恵みばかりだ。原発事故でこれを失うことになる。福島のこと。東電の事ではない。伊方原発がすぐ近くにある皆さんにとっては、自分のことだ。我が事として考えてもらいたい。今が大事だからと言って再稼働したら、福島は事故は生かされていない。」との言葉と、しっかり向き合わなければと思ったところです。

また、静岡大学平野雅彦教授からは、プロジェクトに関わる福島県立博物館の川延さん、小林さんとの出会いから、取り組んできた福島と静岡をつなげてきたことやこのお二人の言葉から学ぶことのご紹介などを頂きました。

「自分たちが守ってきた文化が途絶えさせられそうになっている。それを専門家も一緒になって守って欲しい」という言葉に応えたお二人の言葉には、重みがあります。

静岡大アートマネジメント人材研修受講生の「アートは震災直後には生きるための即戦力にはならないかもしれないが、その後の生きる人の支えになる」の言葉を、今の段階で取り組んでおくことは必要なのかもしれないと感じました。

フロアとの意見交換でも、「静岡や高知」で今から行っていくことができることがあるかもしれないという多くのヒントを頂きました。